



令和 6 年度 短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和 7 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻 頭 言

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成 16(2004)年 11 月 25 日に「財団法人」として創設され、平成 24(2012)年 4 月に公益法人制度改革により「公益財団法人」に移行し、本年度創立 20 周年を迎えました。

評価機構が行う短期大学の認証評価の目的は、短期大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の短期大学の発展に寄与することにあります。また、これまで、評価機構と各短期大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に、各短期大学の特性に配慮するとともに、個性等を重視し、建学の精神を生かした改革・改善に資する認証評価に取り組んで来ました。

平成 22(2010)年度から令和 5(2023)年度において、延べ 37 の短期大学、885 の大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を 3 度実施し、特色ある取組みや他校等の参考となる優れた取組み等を公表しております。

第 3 期認証評価制度の最終年度となる令和 6(2024)年度の評価では、6 短期大学の認証評価の申請を受理し、自己点検評価書及び関連資料の提出を受け、約 30 人の評価員の協力を得て、書面調査及び実地調査を実施しました。その後、評価結果案について短期大学からの意見申立てを受付け、短期大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」を取りまとめ、令和 7(2025)年 3 月 13 日の理事会で承認を得て、公表することとなりました。

令和 7(2025)年度から認証評価制度は第 4 期に入ります。中央教育審議会大学分科会質保証システム部会令和 4(2022)年 3 月に発表された「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」では「学修者本位の教育の実現」の考え方を質保証システムへと反映させ、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図るという方針が示されているところです。評価機構はこれに対応するため、評価システムの大幅な見直しを行い、内部質保証の実質化を促進することを主な内容とする新しい評価システムにより認証評価を実施することとしています。

今後、認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんを積んで行く所存ですので、ご支援とご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、各短期大学の関係者、評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、ご協力いただいた多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

令和 7(2025)年 3 月
公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 安井 利一

目 次

I	令和6年度 短期大学機関別認証評価について	
1	評価機構の概要	7
2	目的	7
3	評価実施短期大学	7
4	評価体制	8
5	経過	8
6	評価結果の概要	10
	資料	11
	公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価に係る評価報告書案の構成及び 判定等に関する細則	11
	組織図	13
	短期大学評価判定委員会委員名簿	13
	評価員名簿	14
II	令和6年度 短期大学機関別認証評価 評価結果	
1	京都外国語短期大学	17
2	札幌大谷大学短期大学部	34
3	山陽学園短期大学	51
4	尚綱大学短期大学部	68
5	第一幼児教育短期大学	86
6	福岡こども短期大学	104

I 令和6年度 短期大学機関別認証評価について

1 評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約7割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成12(2000)年4月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。加えて、平成24(2012)年4月1日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は令和7(2025)年3月1日現在、27短期大学と345大学が会員となっています。

2 目的

評価機構が、短期大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の短期大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- 各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「短大評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
- 各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
- 各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。

3 評価実施短期大学

令和6(2024)年度は、6短期大学の認証評価を実施しました。短期大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（6短期大学）（五十音順）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 京都外国語短期大学 | 2. 札幌大谷大学短期大学部 |
| 3. 山陽学園短期大学 | 4. 尚絅大学短期大学部 |
| 5. 第一幼児教育短期大学 | 6. 福岡こども短期大学 |

4 評価体制

評価を実施するに当たっては、公私立短期大学及び国公立大学の関係者、学協会及び経済団体等関係者で構成する「短期大学評価判定委員会」（以下「判定委員会」という。）のもとに、評価員で構成する評価チームを編成しました。評価員は、会員短期大学等から推薦された評価員候補者の中から、申請短期大学の教育研究分野や地域性、規模などを勘案して選定しました。令和 6(2024)年度認証評価は、10 人の判定委員会委員と 28 人の評価員の体制で実施しました。（判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 11 ページ以降を参照）。

5 経過

(1) 書面調査の開始

評価員は、評価機構の定める六つの「基準」等に基づき、短期大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、評価チームごとに第 1 回評価員会議を開催しました。その後、評価員は書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として短期大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。併せて、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第 2、3、4 回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「評価チーム評価報告書案」の作成と第 5 回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「評価チーム評価報告書案」を作成し、第 5 回評価員会議において取りまとめました。

(5) 「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立ての受け付け

評価チームが作成した「評価チーム評価報告書案」を短期大学に送付し、意見申立てを受け付けました。

その結果、6 短期大学中 1 短期大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「評価チーム評価報告書案」を踏まえて判定を行い、「評価

報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を短期大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、意見申立てはありませんでした。

(8) 判定委員会における評価結果の確定

短期大学からの意見申立てがなかったことを踏まえ、評価結果を確定しました。

(9) 理事会における承認

令和 7(2025)年 3 月 13 日に、判定委員会から提出された評価結果が理事会で承認されました。

(10) 通知・公表

評価結果を短期大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、ホームページ等を通じて社会に公表しました。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
令和 5(2023)年 7 月末	令和 6 年度 短期大学機関別認証評価 申請書を受理
9 月 1 日～	令和 6 年度 短期大学機関別認証評価 自己評価担当者説明会の開催（動画配信・資料公開）
22 日	オンライン個別相談会の開催
11 月 22 日	短期大学へ実地調査日程の通知
令和 6(2024)年 5 月 24 日	第 1 回短期大学評価判定委員会開催（認証評価を担当する評価員の承認等）
5 月 27 日	短期大学へ評価員の通知
6 月 3 日～	令和 6 年度 機関別認証評価 評価員セミナーの開催（動画配信）
～6 月末	自己点検評価書を受理 即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7 月下旬～9 月中旬	第 1 回評価員会議開催※
8 月中旬～10 月上旬	「書面質問と依頼事項」を短期大学へ送付※
9 月上旬～10 月下旬	「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理※
10 月中旬～11 月下旬	実地調査の実施※ 第 2・3・4 回評価員会議開催
11 月中旬～12 月上旬	第 5 回評価員会議開催※
12 月 10 日	第 2 回短期大学評価判定委員会開催（改善報告書等の審査結果の承認等）

年月日	実施項目
12月19日	「評価チーム評価報告書案」の取りまとめ
12月20日	短期大学へ「評価チーム評価報告書案」を送付
～令和7(2025)年1月10日	「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
1月28日	第3回短期大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ）
1月31日	短期大学へ「評価報告書案」を送付
～2月12日	「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2月26日	第4回短期大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3月13日	理事会で評価結果承認
3月13日	短期大学へ評価結果などを送付
3月14日	文部科学大臣へ報告
3月27日	社会へ公表

※の月日は短期大学別の「評価の経過一覧」を参照

6 評価結果の概要

認証評価を実施した6短期大学は、評価機構が定める短期大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。この6短期大学のうち、2短期大学に対しては令和7(2025)年4月1日から起算して3年以内に改善報告書等を当該短期大学のホームページに公表するとともに、評価機構への提出を求めました。

「適合」とした短期大学（☆は「改善報告書」の提出を求めた短期大学）

京都外国語短期大学／札幌大谷大学短期大学部／☆山陽学園短期大学／尚絅大学短期大学部／☆第一幼児教育短期大学／福岡こども短期大学

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の短期大学機関別認証評価に関する規程（以下「短大評価規程」という。）第10条第4項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

(適合)

第2条 本機構が定める短期大学評価基準（以下「短大評価基準」という。）を満たしていると短期大学評価判定委員会（以下「短大判定委員会」という。）が判断した短期大学に対し、「適合」と判定する。

(不適合)

第3条 本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、「不適合」と判定する。

2 評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、「不適合」と判定することができる。

(基準ごとの評価)

第4条 短大判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

2 全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

3 基準1から基準5までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると短大判定委員会が確認できる場合は「基準を満たしている」と評価する。

4 基準1から基準5までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると短大判定委員会が確認できない場合は「基準を満たしていない」と評価する。

5 基準6において、満たしていない基準項目がある場合は「基準6を満たしていない。」と評価する。

(独自基準の評価)

第5条 独自基準ごとの「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価は行わないこととし、基準項目の内容を踏まえ、基準ごとにコメントとして「概評」を記述する。

(基準項目ごとの評価)

第6条 短大判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

- 2 短期大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。
- 3 「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他短期大学の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。
- 4 「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を満たしていない」と評価することができる。
- 5 「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は短期大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは短期大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項(財務状況、定員充足率、専任教員数など)などがある場合に記述する。
- 6 「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については短期大学に判断を委ねる場合に記述する。

(評価報告書案の構成)

第7条 評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」、「短期大学の挙げた特記事項」で構成する。

- 2 前項の「評価結果」は、「判定」、「基準ごとの評価」は、基準ごとの「評価」及び基準項目ごとの「評価」、「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」で構成する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、短大判定委員会の議を経て理事長が決定する。

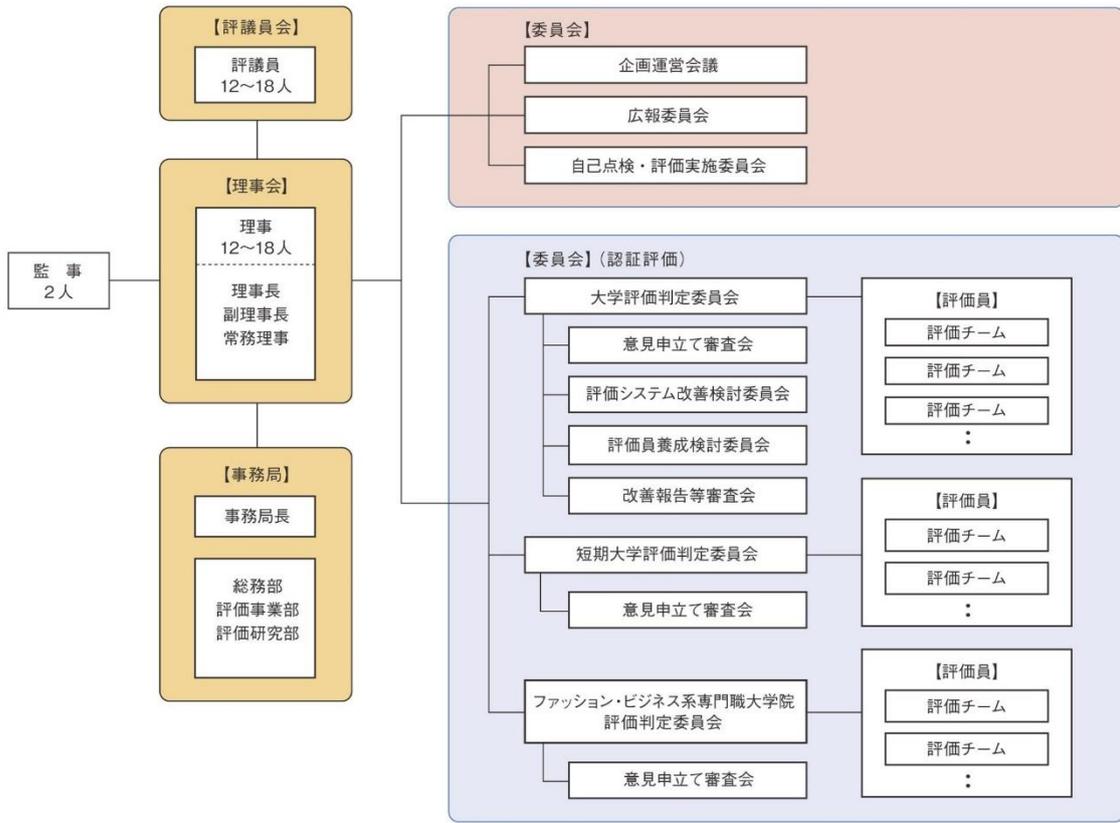
附 則

- 1 この細則は、平成30年6月6日から施行する。
- 2 公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則は、廃止する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前に実施した短期大学機関別認証評価は、なお従前の例による。

組織図



短期大学評価判定委員会委員名簿

(令和7(2025)年1月現在 委員長・副委員長以外は五十音順)

区分	氏名	所属及び役職名
委員長	清水 一彦	学校法人松商学園理事 松本大学学長
副委員長	田中 義郎	松本大学松商短期大学部学長
委員	安部恵美子	桜美林大学特命副学長（グローバル）、大学院教授
〃	池内 健治	長崎短期大学学長
〃	冲永 佳史	自由が丘産能短期大学学長
〃	神谷眞弓子	学校法人帝京大学理事長 帝京大学学長 帝京大学短期大学学長
〃	小出 龍郎	東海学院大学学長 東海学院大学短期大学部幼児教育学科教授
〃	高橋あゆち	愛知学院大学短期大学部教授
〃	畑中 重光	学校法人井之頭学園理事長 藤村女子中学・高等学校校長 岐阜市立女子短期大学学長

区分	氏名	所属及び役職名
〃	福井 一光	学校法人鎌倉女子大学理事長 鎌倉女子大学学長 鎌倉女子大学短期大学部学長

評価員名簿

(令和7(2025)年1月現在 五十音順)

名 前	所属機関・役職
浅山 敏浩	学校法人河原学園（人間環境大学）常勤監事
荒木 俊博	淑徳大学学長室課長
安藤 充昭	学校法人広島文化学園法人事務局長
池内 健治	自由が丘産能短期大学学長
梅田 秀一	武蔵野音楽大学経理部経理課長
大佐古 紀雄	育英短期大学保育学科教授、教務部長
岡田 典子	山陽学園短期大学こども育成学科准教授
神谷 眞弓子	東海学院大学学長、東海学院大学短期大学部幼児教育学科教授
川野 祐二	学校法人エリザベト音楽大学理事長、エリザベト音楽大学学長
木戸 久二子	東海学院大学短期大学部幼児教育学科長、教授
久保田 貴美子	比治山大学短期大学部幼児教育科准教授
小泉 裕子	鎌倉女子大学短期大学部学部長、初等教育学科長、専攻科長、教授、鎌倉女子大学学術研究所子ども子育て研究員
島本 英一郎	帝塚山大学キャリアセンター課長
杉山 喜美恵	東海学院大学短期大学部教授
鈴木 武史	宇部フロンティア大学短期大学部事務部長
高久 達也	学校法人滝川学園（名古屋文理大学短期大学部）理事、法人事務局長
寺田 裕	学校法人金蘭会学園（千里金蘭大学）法人事務局総務部課長兼大学事務局総務課長
永井 夕起子	兵庫大学短期大学部准教授
西田 直樹	作新学院大学女子短期大学部幼児教育科教授、学長特別補佐
早坂 三郎	甲子園短期大学学長、教授、甲子園大学客員教授
藤田 義明	東京音楽大学高大連携センター事務長
堀本 義之	学校法人安城学園（愛知学泉大学）法人事務局長
森本 千恵	松山東雲短期大学食物栄養学科教授、入試部長
山 和美	びわこ学院大学短期大学部准教授
山本 健志郎	作陽短期大学音楽学科幼児教育専攻 講師
吉田 一恵	人間環境大学副学長（松山エリア担当）兼松山道後キャンパス長
吉田 寿一	名古屋芸術大学経営本部業務部総務チームリーダー
渡辺 浩一	学校法人比治山学園（比治山大学短期大学部）法人事務局長

Ⅱ 令和6年度 短期大学機関別認証評価 評価結果

1 京都外国語短期大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

短期大学は、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS—言語を通して世界の平和を—」を掲げ、「言語」「世界の平和」「国際的理解」の理想を使命・目的や教育理念に反映させている。教育理念を明文化し、社会人を受入れる「夜間開講」の短期大学という特色を有し社会の変化に対応して教育目的や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を見直し、その実現に取り組んでいる。

使命・目的を「ミッション・ステートメント」として学内外に周知し、使命・目的の達成のために学則に基づきキャリア英語科や附属施設を設置して教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

使命・目的及び学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて周知している。アドミッション・ポリシーを踏まえた学生の受入れを行い、入学定員・収容定員に沿った学生数を確保するために、短期大学の夜間課程という特色を生かした学生募集の施策を推進している。入学者選抜委員会が厳正に入学者選抜を行い、入試広報部と総合企画部企画課 IR 推進担当が検証を行っている。「教学マネジメントの基本方針」を定め、オフィスアワー制度やアカデミック・アドバイザー制度を設けている。キャリア支援部が多様な就職・編入学支援を行って「夜間課程」で学ぶ学生に寄った進路支援を行っている。障がいのある学生への相談・支援のために「障がい学生支援室」を設置し、就職についてはキャリア支援部が学外支援団体と連携している。学生会活動や課外活動への支援、多様な奨学金制度等の学生支援を行っている。教育目的達成のために必要な施設・設備を整備し、学生の自律的な学修を支援し、クラスサイズは少人数編成で、学生の意見・要望も各種アンケートで収集・分析している。

〈優れた点〉

○学科、ランゲージセンター及び「外国語自律学習支援室 NINJA」が正課内外で連携し、さまざまな学修プログラムを提供して個々の学生のニーズに対応した学修支援を実現していることは、学生の学びや交流という点において評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

使命・目的に対応したディプロマ・ポリシーを定めて周知し、単位認定基準、卒業判定

1 京都外国語短期大学

基準を学則に定め、適用している。必修科目「Graduation Project II」では最終課題（レポート）の提出及び口頭発表を学生に課し、教育目標に対応した学修成果を確認している。ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・マップにより体系的な教育課程を編成し、毎年度シラバスの点検を適切に実施する体制を整備している。幅広い視野を身に付けて実社会に対応するスキルを獲得するため教養科目を実施している。アクティブ・ラーニングを取入れ、FD 委員会を組織し FD 研修会や学生による授業評価アンケート等を通じて授業改善を推進している。アセスメント・ポリシーを策定して学修成果を明示し、学修成果の点検・評価の結果を「学修成果チェックリスト」によって可視化し、改善に結びつけている。

〈優れた点〉

○卒業要件に短期大学士課程に対応した必修科目「Graduation Project II」を設置し、卒業認定基準を厳正に適用していることは評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が教育研究業務に関して最終的に意思決定することを規則に定め、補佐体制として副学長と学科長を置き、「教学マネジメントの基本方針」によって権限の分散や責任の明確化を行っている。教授会の位置付けや意見を聴く事項を規則に明示し、学長を補佐する執行部会議、「教学マネジメントに関する委員会」を設置している。設置基準を上回る教員数を配置し、教員の採用・昇任等を規則に定めて運用するとともに、教学マネジメント遂行に必要な職員を適切に配置している。FD(Faculty Development)については、FD 委員会が FD 活動を組織的に計画・執行し、教育内容・方法等の工夫・改善活動を行っている。また、SD(Staff Development)については、SD・FD の実施方針に基づき体系的に職員研修を実施し、職員の能力向上に資するように職員評価制度の見直しを行い運用している。研究環境を適切に整備し、「研究倫理基準」を定め、倫理委員会を中心に研究倫理の確立や公的研究費不正防止を行い、内部監査室による監査を実施し不正防止に努めている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき管理・運営体制を構築し、行動規範「京都外国語短期大学が求める職員像」が職員に共有されている。使命・目的を実現するために「学園 100 年プラン基本構想」を策定・運用し、環境、人権、安全への配慮も適切である。理事の選任は適切であり、理事会が意思決定できる体制が整備され機能している。執行部会議は教職員の提案などをくみ上げ、経営と教学の視点を踏まえた合意形成・意思決定を行っている。監事・評議員は適切に選任され、監事は理事会及び評議員会に出席し職務を適切に遂行している。評議員の評議員会への出席状況も適切である。法人の基本構想に基づく「中期財務計画」を策定し重点管理指標を定め、外部資金獲得に取組み、計画的で安定した財務基盤を目指している。会計処理は学校法人会計基準、経理規程などに基づき適切に行われており監査法人による監査を厳正に実施し、三様監査体制も整備している。

「基準 6. 内部質保証」について

1 京都外国語短期大学

「内部質保証に関する方針」を定め、短期大学全体レベル・教育課程レベル・授業科目レベルで、自律的・恒常的な自己点検・評価を実施している。その結果を踏まえ事業計画、中期計画を策定し改革・改善に取組み、内部質保証の恒常的な組織・責任体制を構築している。支援組織である総合企画部の IR 推進担当がアセスメント・ポリシーに基づく学修成果や教育改革・改善に資するデータを収集・分析し、点検・評価委員会でエビデンスに基づく自己点検・評価を実施し、学内外に自己点検・評価の結果、事業報告、ガバナンス・コードの遵守状況、外部評価の結果等を公開している。三つのポリシーを起点として、自己点検・評価の結果を踏まえた課題対応リストを事業計画にまとめており、課題ごとに「目標とする状態」「対応方法」「対応部署」「改善結果」が明確になっている。これにより評価結果を改善に結びつける PDCA サイクルの仕組みが整備できており、内部質保証体制が機能している。

総じて、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS—言語を通して世界の平和を—」を掲げ、創立以来の伝統である「社会人を受入れる夜間に開講する短期大学」という個性・特色は高等教育機関として非常に特色がある。これまで国際観光都市である京都に必要とされる多くの人材を輩出している。少人数制のきめ細かい教育を行い、語学力の向上だけでなく、多文化共生社会に貢献できる人材育成を実践している。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.正課外学習支援活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ナショナル・ウィーク
2. ポスタープレゼンテーション・コンテスト

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

1 京都外国語短期大学

〈理由〉

短期大学は、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS—言語を通して世界の平和を—」を掲げ、「言語」「世界の平和」「国際的理解」の理想を使命・目的や教育理念に反映し、使命・目的を学則第1条、学則第3条の2において簡潔に文章化している。目的は「文化の一起因ともいふべき英語を教授研究し、かつそれを根底とする専門職業に重きを置く大学教育と国際活動に必要な教養を施し、国家社会に有用なる人材の育成すること」として明文化している。また、広く学びの機会を社会に提供するために「夜間開講」という特色を有している。

高等教育に求められる要件を踏まえ、社会のニーズや変化に対応して個性・特色の原点に戻って教育目標や三つのポリシーを見直し、事業計画に組込んで理事会・評議員会で決議し、その実現に取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的や三つのポリシーの見直しの際、「教学マネジメントに関する委員会」、教授会、理事会の議論を経て決定しており、役員や教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的を「ミッション・ステートメント」として、ホームページ、大学案内、学生便覧等で学内外に周知している。建学の精神を理解する授業科目「言語と平和」を設置し、学生や担当教員に使命・目的の浸透を図っている。使命・目的及び教育目的を踏まえた「学園100年プラン基本構想」をもとに、「5ヶ年計画」「中期財務計画」「マスタープラン」を策定し、法人の最重要課題に対応している。使命・目的及び教育目的に対応した三つのポリシーを策定し、使命・目的の達成のために学則に基づきキャリア英語科や附属施設を設置して教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

1 京都外国語短期大学

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ等で公表するとともに、オープンキャンパスや進学説明会などで周知している。アドミッション・ポリシーを踏まえた入試制度を適切に設けており、入学者選抜の実施に当たっては、入学者選抜委員会を設置して、公正かつ厳正に実施・運営している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れについては、入試広報部が IR 推進担当や委託業者による分析結果を踏まえて、選抜方法の改善点を検証している。入学定員に沿った適切な学生数を確保するため、短期大学の「夜間課程」という特色を生かしたプロジェクトなど、具体的な方針が定められている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメントの基本方針」に、学修支援に関する方針及び具体的な内容を明示しており、教職協働で組織的に学修支援を行っている。TA に関しては、申請がないため活用実績はないが、制度を規則により整備している。専任教員はオフィスアワーを設定し、修学上の疑問や学生生活について相談できる体制を整えている。また、アカデミック・アドバイザー制度を設けて、教育支援部とともに中途退学、休学及び留年などへの対応を行っている。障がいのある学生への相談・支援の拠点として、「障がい学生支援室」を設置し、学修に関わる合理的配慮を授業担当教員と連携して行っている。

〈優れた点〉

○学科、ランゲージセンター及び「外国語自律学習支援室 NINJA」が正課内外で連携し、さまざまな学修プログラムを提供して個々の学生のニーズに対応した学修支援を実現していることは、学生の学びや交流という点において評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1 京都外国語短期大学

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援部を設置し、キャリア教育プログラムを含むキャリア支援、就職支援、求人開拓、編入学支援等、学生一人ひとりの進路選択を尊重し、学生が自らの意思で進路を決定できる支援を行っている。キャリア支援部は「夜間課程」の授業時間に配慮して勤務時間を組んでおり、これにより学生が支援を受けられる環境を整えている。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援室」や学外支援団体等と連携し、ガイダンスの開催や相談対応を行っている。就職支援に関しては、進路・就職オリエンテーションをはじめ、業界研究会、学内合同企業説明会などの実践的な支援や就職支援対策講座等を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援部を設置し、「教学マネジメントに関する委員会」では教職協働で情報を共有し、支援に当たっている。学生の心身に関する健康相談、心的相談、生活相談などを一元化してサポートできるよう、学生支援部健康支援課に保健室、学生相談室、「障がい学生支援室」を設置している。学生生活課は学生会をはじめとする課外活動支援を担当し、適切な支援を行っている。これらの部署は授業終了時まで窓口対応を行える体制を整えている。また、経済的支援としては、家計困窮者、成績優秀者、派遣留学者等に支給するものや学費減免を行うものなど、独自の奨学金制度を複数設けている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、校地、校舎等の学修環境を適切に整備し、有効に活用している。快適な環境で学修できるスペースとして、「外国語自律学習支援室 NINJA」やラーニング

1 京都外国語短期大学

エリアを設置している。図書館は適切な規模を有しており、十分な学術情報資料を確保し、多様なニーズに合ったサービスを提供している。授業を行う学生数は適切に管理されている。「マルチメディア自習室 MAIKO」を整備し、ICT（情報通信技術）教育など新たな学修方法にも対応している。バリアフリーの推進を含め、将来を見据えた施設・設備の改修を計画的に行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望は、新入生・在学生・卒業時・授業の各アンケートを活用し、くみ上げている。「教学マネジメントに関する委員会」で、全アンケート結果を分析し、組織的に取り組むべき課題の抽出や改善策を検討の上、その結果は執行部会議及び教授会で報告され、改善計画に反映されている。また、正課内外で行われるランゲージセンター及び「外国語自律学習支援室 NINJA」との連携や学生会と学生生活課との日々のコミュニケーション等で学生との意見交換を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的に対応したディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学ポートレート、学生便覧、大学案内等で公表し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認

1 京都外国語短期大学

定基準、卒業判定基準を学則に定め、学生便覧やオリエンテーションなどで学生に周知している。非常勤教員を含む全授業担当教員に「出講手帳」を配付し、単位認定基準、卒業認定基準、成績評価など教学の基本方針に関する内容を周知し、適正に運用している。必修科目「Graduation Project II」で最終課題（レポート）の提出及び口頭発表を学生に課し、短期大学士課程の教育目標に対応する科目に位置付けて卒業認定に必要な学修成果の確認を行っている。年度末に厳正な成績評価について担当教員間で情報共有しており、単位の実質化に努めている。

〈優れた点〉

- 卒業要件に短期大学士課程に対応した必修科目「Graduation Project II」を設置し、卒業認定基準を厳正に適用していることは評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定めて、ホームページ、大学ポートレート、学生便覧等で周知している。体系的な教育課程を編成し、カリキュラム・マップを作成してディプロマ・ポリシーと各科目との関連を示して一貫性を確保している。作成要領に基づいて教員がシラバスを作成し、シラバスの点検を適切に実施している。履修単位の上限を定め、単位の实質化のための工夫を行っている。学生が幅広い視野を身に付けて実社会に対応するスキルを獲得するために、教養科目を適切に実施している。多くの科目でアクティブ・ラーニングを取入れ、教授法を改善するための FD 委員会を組織し、FD 研修会や学生による授業評価アンケート等を通じて授業の改善を推進している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定して学修成果を明示し、三つのポリシーに即した多様な尺度で学修成果を組織的に把握する体制が整備できている。学修成果の点検・評価の結果を「学修成果点検シート」によって総合的に可視化し、改善に結びつけている。

総合企画部企画課 IR 推進担当がデータをまとめ、「教学マネジメントに関する委員会」で点検・評価し、課題ごとに担当と目標を設定している。課題を学科・部署へ、授業アンケート結果を各教員へ、学修成果を学修ポートフォリオや教員面談によって学生へフィードバックしている。これらの仕組みを教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の教育研究に関する業務の最終的な決定権を学則に定めるとともに、副学長 1 人と学科長 1 人を置き、学長を補佐することを規定し、配置している。学長の意思決定を補佐する審議機関として執行部会議及び教授会、学長を補佐する事務組織として学長室及び総合企画部をそれぞれ設置し、リーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。

「教学マネジメントの基本方針」を策定し、「教学マネジメントに関する委員会」において教学全般に関しての統括を行い、教授会及び執行部会議に上程し情報共有を図っている。寄附行為施行細則により、短期大学の意思決定の権限と責任及びプロセスが明確になっている。教授会の組織上の位置付け及び役割は、学則により明確になっており、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。

人事評価制度により、適材適所に職員を配置している。昨年度から「教学マネジメントに関する委員会」を大学と合同で発足し、組織横断的な教学マネジメントに取り組んでいる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1 京都外国語短期大学

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める必要な専任教員数を上回って確保し、適切に配置している。専任教員の採用及び昇任の基準と審査の方針については、「京都外国語短期大学専任教員資格審査規程」に、手続きについては「京都外国語短期大学教員人事委員会規程」に定めている。

教員の昇任については、令和 5(2023)年度に教員人事評価制度を見直し、教員の多様な業務や業績を適切に評価している。「学校法人京都外国語大学教育職員評価規程」に教員人事評価委員会について規定し、昇任候補者の選定に反映している。

「京都外国語短期大学 FD 委員会規程」を定め、学長が委嘱した者を委員長とした FD 委員会を設置している。FD 活動実施後は報告書において、活動のまとめや振り返りを行い、専用ホームページで動画視聴も可能としており、充実したものとなっている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修については、併設の大学と共同で体系的に実施しており、SD・FDの実施方針に基づき、学内の課題等の改善や短期大学全体の組織力向上につながる取組みを行っている。また、学内研修だけでなく、日本私立大学協会、日本能率協会等の学外研修も活用し、幅広い研修の機会を設け積極的に参加させている。

職員評価制度を運用しており、目標の達成度を評価する実績評価や等級別の行動評価を実施し、昇級・給与への反映、昇格候補者の条件として活用している。同時に「キャリア申告・キャリア面談」など人材育成の強化につながるよう取組んでいる。また、職員評価制度は職員人事評価委員会が見直しを行い、職員の能力向上を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

1 京都外国語短期大学

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究を推進・支援するため、専任教員には一人1部屋の研究室を確保している。研究環境に対する満足度調査を実施し、電子資料の購入強化や契約データベースを見直している。また、令和4(2022)年度にサバティカル研修を整備している。

研究倫理については、「研究倫理基準」を定め、研究倫理に関する諸規則を整備し、研究倫理の確立や公的研究費を適正に運用している。また、内部監査室による監査を実施し、不正防止に努めている。

研究活動への資金配分を行うため、規則に基づき、個人研究費の支給や学内共同研究費、外部資金獲得の活性化のため学内競争的研究資金による助成など支援している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理の基本となる寄附行為及び寄附行為施行細則を定め、行動規範となる「京都外国語短期大学が求める職員像」をホームページで公開し、職員に共有している。

私立学校法第47条及び私立学校法第63条の2で指定している事項、学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報についてホームページ上で公表している。

法人としての長期的な基本構想として「学園100年プラン基本構想」を策定し、短期大学では令和6(2024)年度から第3期5か年計画を策定して、単年度の事業計画の積上げるために「事業計画策定・実施委員会規程」を策定し、委員会を立上げて継続性を維持する仕組みを構築している。

照明のLED化や太陽光発電装置を設置し、消費電力の削減に努めている。人権委員会及び人権教育啓発室を設置し、関連規則等を整備し、ハラスメントについてはハラスメント防止に関する諸規則に基づき、適切に対応している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

1 京都外国語短期大学

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定について、理事会で行われることが寄附行為により定められている。理事会を補佐する体制として、常任理事会を設置し、日常的、定例的な業務について決定している。

理事の選任については、法令及び規則に基づき、理事会で決定され、適切な構成となっている。理事の会議出席状況は良好で欠席時に意思表示を行う意思表示書も適切に運用されている。事業計画については、毎年度 3 月に開催する評議員会に諮問し、理事会に議案として提出している。計画の進捗については、必要に応じて常任理事から理事会へ報告を行っているほか、毎年度 5 月に開催する理事会・評議員会に事業報告を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長の意思決定を補佐する審議機関である執行部会議には、法人部門の職員が構成員として出席し、教育研究等に関する方針や施策について、経営と教学の視点を踏まえた合意形成・意思決定を行っている。また、理事長直轄の内部監査室を設置し、内部統制とガバナンスの体制を構築し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

監事の選任は寄附行為に基づき行い、監事は法令及び規則に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査しており、その内容に不備はない。また、監事の理事会及び評議員会への出席状況は、良好である。

評議員の選任は寄附行為に基づき行われ、評議員会への出席状況は、良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学園 100 年プラン基本構想」に基づき「中期財務計画(2021-2025) (2023 修正版)」を

1 京都外国語短期大学

法人の中期的な財務運営の指針として策定し、重点課題を年度計画に反映し、財務の改善に努めている。中期財務計画には中長期施設整備計画「マスタープラン」に基づき施設・設備等を反映させており、実績を反映した期中修正も行い、財務計画に基づく財務運営を行っている。財務に関する重点管理指標を設定し、計画的で安定した財務基盤を目指している。

予算制度の面では、収支バランスを保つため、予算編成方針説明会を実施し、収支、資金目標を教職員へ周知し、予算編成、執行に取り組んでいる。

外部資金の導入として、私立大学等経常費補助金の増減率の向上、科学研究費助成事業及び寄付金の獲得に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○短期大学の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額は過去5年間支出超過となっているため、収支バランスを確保するよう対応が望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「経理規程」「経理規程実施細則」「固定資産及び物品管理規程」「固定資産及び物品調達規程」等に基づき実施している。補正予算については、決算額が予算と著しくかい離しないように年度末に編成している。

会計監査は、監査法人による監査を行い、その結果を「監査結果概要書」にまとめ監事に報告し、意見交換を行っている。また、法人内に内部監査室を設け、監査を行い、監事監査は私立学校法及び「監事監査規程」に基づき実施されている。監査法人、監事、内部監査室との連携も行われており、三様監査体制が確立している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

1 京都外国語短期大学

〈理由〉

内部質保証に関して「内部質保証に関する方針」を定め、短期大学全体レベル・教育課程レベル・授業科目レベルで、自律的・恒常的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえ事業計画、中期計画を策定し改革・改善に取り組んでいる。「教学マネジメントの基本方針」「ガバナンス・コード」「自己点検・評価規程」を定め、アセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果、教育効果について、多様な尺度・指標で点検・評価を行っている。学長の指示・命令のもとで点検・評価委員会が「大学全体レベル」「教学マネジメントに関する委員会」が「教育課程レベル」、授業を担当する教員が「授業科目レベル」を担当し、内部質保証推進の恒常的な組織・責任体制を構築している。内部質保証活動を支援する組織として学長室、総合企画部、FD委員会、SD委員会を位置付けている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の実施及びその結果の公表を学則に、評価項目を「内部質保証に関する方針」「自己点検・評価規程」に定めて、エビデンスに基づき毎年、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、外部の大学関係者や産業界に外部評価員を委嘱し、自己点検・評価の結果をもとに外部評価を実施している。

全学的な自己点検・評価の結果を学科長、部署長で情報共有するとともに、教授会、執行部会議、理事会に報告して共有している。ホームページに、自己点検・評価の結果、事業報告、ガバナンス・コードの遵守状況、外部評価の結果等を公開している。

総合企画部企画課に IR 推進担当を配置してアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の可視化や教育改革・改善に資するデータの収集・分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点として、短期大学レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの PDCA 活動に担当部署が割当てられており、PDCA サイクルの体制が整備できている。教

1 京都外国語短期大学

育の質についてアセスメント・ポリシーを策定し、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果を踏まえた課題対応リストを事業計画にまとめ、課題ごとに「目標とする状態」「対応方法」「対応部署」及び「改善結果」を明確にして評価結果を改善に結びつけており、内部質保証体制が機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 正課外学習支援活動

A-1. 学習支援サービス

- A-1-① 理念と運営体制の整備
- A-1-② 語学を中心とした正課外学習支援の充実
- A-1-③ 学生の主体的な活動支援
- A-1-④ 語学を中心とした地域連携・社会貢献

【概評】

語学を通して学生への学習支援と地域社会への貢献を行うことを役割としたランゲージセンターを設置し、その活動拠点として「外国語自律学習支援室 NINJA」を運用している。ランゲージセンター及び「外国語自律学習支援室 NINJA」では、教員による支援や学生スタッフによる支援が数多く行われており、利用する学生の幅広いニーズに答えている。学生スタッフには、必要な技能の習得のために研修を実施している。また、学生の主体的な活動を支援するため、ハード面の環境も整え、さまざまな交流や振返りの機会も設けている。職員にとっては、活動してきた学生を誇らしく思い、教員・学生と同様に、自分たちのコミュニティを強く意識する機会にもなっている。

短期大学から併設の大学へ編入学し、ピアチューターとして活躍した学生もおり、多国籍の学生スタッフとともに活動することで、英語力及び多文化共生力を培っている。また、学科の就学前オリエンテーションやオープンキャンパスで「外国語自律学習支援室 NINJA」の紹介を行う際にも自身の経験を語り、来場者をひきつけている。教員・職員・学生から評価されていることに合わせて、自身も成長を実感していることで自己肯定感が高まり、ロールモデルとしての役割を果たしていることは特筆すべき点である。また、地域連携、社会貢献の一環として、生涯学習講座を開設しており、京都という観光都市にあつて、語学を通じて世界各国の人々との交流を深める試みは、地域社会にとっても有益な取り組みであり、今後の成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. ナショナル・ウィーク

キャンパスの国際化を推進する取り組みの一つとして、平成 23（2011）年度からナショナル・ウィークを大学と合同で開催している。これは、英語圏などのバラエティーに富ん

1 京都外国語短期大学

だ文化や芸術を主に学内で紹介するイベントであり、毎年テーマとなる国や地域を変え、学生が一から企画・運営し、教員は支援する形で実施している。イベントには、本学学生のほか、大学の学部生や留学生、地域住民など多数の参加があり、学生にとって有意義な体験学習の機会となっている。令和5（2023）年度は、イギリスへの理解を深めるためイギリスの紅茶文化を紹介した。また、「はとカフェ」を開き、展示ポスターを見学しクイズに参加した人に飲み物（紅茶か珈琲）や焼き菓子（スコーン）を振る舞った。

ナショナル・ウィークは、イベント運営に携わる学生は勿論、一般参加する学生にとっても異文化に触れながら学生同士が交流する場になっている。

2. ポスタープレゼンテーション・コンテスト

学生の研究発表やコミュニケーション能力の育成を目的として、平成29（2017）年度から開催している。近年は、令和6（2024）年度開始の新カリキュラムでの専門科目「Graduation Project II」（選択必修・2年次秋学期）の到達目標である「世界の諸問題に関する文献や多文化共生に関する文献について英語で聞き取り概要を掴み、その後文献を読んで、英語でサマ리를まとめ、それについて自分の意見を5パラグラフ以上のエッセイにまとめ、5分間以上のプレゼンテーションを行い、質問に英語で答えることができる。」を意識したコンテストを企画・実施している。

令和5（2023）年度は、「Global Issues and Cultures」という共通テーマについて、各クラスの代表者3人ずつ、計12人の学生がポスターを作成し、1月15日（月）から1月19日（金）まで4号館1階に展示した。そして、展示最終日には、ポスタープレゼンテーション・コンテストを開催した。学生は英語で研究成果を発表し、審査の結果、上位3人の学生が表彰された。代表以外の学生も聴衆として参加し、ポスタープレゼンテーション後の質疑応答に積極的に参加している。

コンテストは、出場する学生の成長や学生同士の交流の場になっている。



ナショナル・ウィーク



ポスタープレゼンテーション・コンテスト

IV 短期大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 昭和25(1950)年度
所在地 京都府京都市右京区西院笠目町6

1 京都外国語短期大学

学科

学科	専攻
キャリア英語科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 17 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
10 月 17 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 13 日	実地調査の実施
11 月 14 日	第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 15 日	11 月 15 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 26 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	短期大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 10 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

2 札幌大谷大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

学則第 1 条に目的及び教育研究上の目的を定め、簡潔に文章化し、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部ガバナンス・コード」、短期大学ホームページ等に掲載している。学則に定める目的及び教育研究上の目的の策定あるいは見直しに際して、学長は教授会では教職員に対して、理事会では役員に対して説明あるいは意見交換を行うことにより理解と支持を得ている。使命・目的が反映された三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を、短期大学ホームページ及び学長専用掲示板により周知し、教職員は教授会あるいは FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会において理解を深めている。使命・目的の実現のために「札幌大谷学園 グランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）及び「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等」を策定している。

「基準 2. 学生」について

教育研究上の目的に基づきアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項、短期大学案内、短期大学ホームページ、学生便覧等により、学内外に周知している。「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入学者選抜規程」にのっとり入学試験を実施し、その結果をアセスメントテストにより入試区分ごとに検証している。保育科では、担任を中心として個人面談・個人指導を行い、公務員対策講座をはじめとするキャリア支援講座を実施している。学生に対する健康面の相談は主に保健室が担当し、精神的支援に対しては学生相談室「ぼらん」の公認心理師が対応している。学生に対して「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」、アセスメントテスト、学生生活実態調査を実施し、その結果を学修及び学生生活支援に活用している。

〈優れた点〉

○入学者全員に対し、心理面に寄添う公認心理師が面談を行うことにより、入学時の精神的、身体的不安を個別に把握し、必要に応じて教員との情報共有、フォローアップ体制を備えている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

学則第 1 条に規定する目的をもとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めている。成績評価方法をシラバスで提示し、成績に関する異議申立て期間を設け、

2 札幌大谷大学短期大学部

成績評価の透明性、厳格性を確保している。成績の判断指標として GPA(Grade Point Average)を用い、GPA が連続して低い場合には履修等規程に基づき段階的に指導を行っている。ディプロマ・ポリシーとの関連を明確にしたカリキュラム・ツリーを作成し、一貫性を確保するとともにカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。教授方法の工夫及び改善を組織的に推進するために FD・SD 委員会を組織している。授業アンケートを実施し、授業内容、学生の授業への取組み、学修成果について点検・評価し、その結果を FD・SD 研修会において教職員間で共有している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の権限を明確化し、職員を適切に配置し、大学協議会及び内部質保証会議とともに教学マネジメント体制を構築している。学長のリーダーシップを支える調査・企画部門として IR 推進課には専任職員を配置している。FD・SD 委員会が策定した実施計画に基づき、FD 活動を実施し、専任教員のみならず兼任教員も参加している。職員の資質・能力向上のための SD 研修を組織的に行い、短期大学主催研修会のほか、日本私立大学協会等の外部研修会にも参加している。参加した職員は、研修終了後に報告書を作成し、クラウドに保管し、教職員が閲覧及び共有できる体制を整えている。新規採用の教員及び競争的研究費を担当する職員全員が、規則に従い日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」を受講している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、寄附行為実施規則及び就業規則に経営の規律と誠実性について規定しており、情報公開も適切に行っている。寄附行為実施規則により理事会の業務決定の権限及び権限委任について定めている。理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境を整備している。長期借入金等外部負債が運用資産を上回る状況が続き、安定した財務基盤の確立が求められる中、グランドデザインにのっとり経営改善改革を断行し、令和 5(2023)年度には経営改善計画等の目標どおり経常収支差額の黒字化を達成した。補助金等外部資金獲得に務め、寄付金募集にも注力している。監事監査、監査法人による外部監査、内部監査室による内部監査の三様監査を厳正に行い、会計監査体制を確立している。

「基準 6. 内部質保証」について

短期大学は内部質保証の責任を担い、その運営方針を決定し実行する組織として内部質保証会議を置き、自己点検・評価活動の実施に関する基本方針を策定している。自己点検・評価の結果を踏まえて内部質保証及び教学マネジメントに関わる中長期計画を立案している。各部署での取組みは、自己点検・評価委員会において 3 か月ごとの事業計画進捗状況として報告され、事業計画の確実な実効性を担保している。自己点検・評価委員会と内部質保証会議との役割を明確に分けることにより内部質保証活動の PDCA サイクルを機能させている。

〈優れた点〉

○「三つのポリシーに基づく取組の点検・評価」を短期大学が所在する札幌市東区に毎年

依頼し、外部者により三つのポリシーの教育効果を点検していることは評価できる。

総じて、短期大学は併設の大学とともに、人間の本質に関わる保育、芸術、社会の三つの分野を専門的に学ぶことのできる個性的な教育機関として、さまざまな社会・教育組織と連携し、北海道の発展に独自に貢献することにより高い評価を得ている。アセスメント・プランにのっとり各種調査を実施し、その結果に対する改善策の立案及び着実な履行をもって内部質保証の PDCA サイクルを確立している。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」
2. 同窓会「真心会（しんしんかい）」

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、学則第 1 条に短期大学の目的及び教育研究上の目的を明確に定め、分かりやすく簡潔に文章化して「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部ガバナンス・コード」、短期大学ホームページ等に掲載している。併設する札幌大谷大学とともに、人間の本質に関わる三つの分野である、人間を育てる「保育」、人生を豊かにする「芸術（音楽・美術）」、そして人々をつなげる「社会」を専門的に学ぶことのできる個性的な教育機関として、さまざまな社会・教育組織と連携しながら、北海道の発展に独自に貢献している。短期大学の目的及び教育研究上の目的の見直しの必要性について、学長は教授会において意見聴取をしている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める目的及び教育研究上の目的の策定あるいは見直しに際して学長は、教授会で教職員に対して、理事会では役員に対して説明あるいは意見交換を行うことにより理解と支持を得ている。また、三つのポリシーに反映された使命・目的は、短期大学ホームページや学長専用掲示板他を通して周知され、教職員は FD・SD 研修会、教授会において理解を深める機会を得ている。新入生に対しては、入学式及び必修科目「初年次教育・情報リテラシー」の授業において、学長自ら使命・目的を説明している。使命・目的の実現のためにグランドデザイン及び「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等」を策定している。保育科と専攻科保育専攻で構成されている教育研究組織体制は、短期大学の使命・目的との整合性がとれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは教育研究上の目的に基づき目標を設定し、それに応じた方針を策定し、学生募集要項、短期大学案内、短期大学ホームページ、学生便覧等、学内外において周知している。

また、入学者受入れの方法においては「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入学者選抜規程」を策定し実施するとともに、アセスメントテストを導入し、その結果を入試

区分ごとに検証している。

短期大学における入学者減少傾向がある中で、保育科の定員未充足については、年度ごとに定員の見直しを図るなど、適切な定員管理を行う努力をしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員と学務課職員が連携し学修支援センターが設置され、学生の履修相談、個別指導を行っている。学科では、担任が中心となり学修支援を行っている。履修状況の思わしくない学生に対し、担任以外の教員や学生相談室「ぽらん」の公認心理師と密接な連携を図っている。また、学修支援体制のあり方について保証人を対象とした保護者懇談会を開催し、学修支援体制の理解促進を行っている。入学前教育を入学者全員に対し実施し、入学後の学修を意識付ける取組みとしている。入学者にアセスメントテストを実施し、学生自身の課題を見出す契機として活用するとともに学修上の課題を発見する方法としている。合理的配慮の必要な学生について、入学前から学生のニーズを聞取るなど個々のニーズを把握している。TA 制度は設けられていないが、卒業生が職員として採用され教育補助業務や実習助手として配置され学修支援を行っている。

〈優れた点〉

○入学者全員に対し、心理面に寄添う公認心理師が面談を行うことにより、入学時の精神的、身体的不安を個別に把握し、必要に応じて教員との情報共有、フォローアップ体制を備えている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援の全学的体制として、キャリア支援センターを開設し学科から選出された専任教員と職員で支援を実施している。教育課程内では1年次にキャリア系科目「社会人基礎」「情報処理」を開講、専攻科では2年次に「職業論」を配置し実務経験者による実践的な教育を実施している。短期大学共通科目では、「札幌大谷キャリア支援プログラム」を開講している。

2 札幌大谷大学短期大学部

保育科では、担任を中心とした個人面談や個人指導を行うとともに、公務員対策講座をはじめ保育科就活直前ガイダンスを含むキャリア支援講座を実施している。また、公益社団法人北海道私立幼稚園協会との連携企画として「幼稚園・認定こども園キャラバン」を開催し、園長や卒業生による保育職を紹介する講演を実施し、進路支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定・学生サービスに関わる業務及び厚生補導は、学生支援委員会と学務課が連携し実施している。学生に対する健康面の相談は主に保健室が担当し、精神的支援に対しては学生相談室「ぼらん」の公認心理師が対応している。また、入学者全員に対し「ぼらん」の公認心理師による面談が実施され、その結果、支援が必要な学生には、医療機関あるいは若者自立支援センターとの連携を図り、学生生活の安定のための支援が実施されている。経済的支援に対しては、外部の支援制度の他に保育科特待生制度、授業料減免制度が整備されている。学生自治会が中心となって課外活動を運営し、学生支援委員会、学務課が助言・指導している。ハラスメントに対し「学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、学生相談総合窓口を学生ポータルサイトに提示している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

施設全体の維持管理のため、全棟の耐震診断を行い、修繕や補強工事を実施している。情報関係設備や電気設備は、都度、専門業者と連携し維持管理を実施している。保育系実習室、そのほかの実習室は併設の大学と共有で使用している。実習の場として併設の附属幼稚園や子育て支援センター「んぐまーま」を活用している。

図書館は、平日 9 時から 19 時、土曜日や長期休業期間の平日にも開館されている。情報教育設備の管理運営に関しては情報環境委員会を設置して対応している。貸出しパソコンを増やすことで、パソコンを占有する施設を減らし、教室の稼働率、授業外学修環境を拡充している。バリアフリー策は点字表示、音声案内、安全防護センサー、多目的トイレ

の配置などを実施している。授業を行う学生数の管理としては、前年度の学生数、履修生を参考に教室の収容人数を超えない対策を講じている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生のニーズ調査として「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」を実施している。また、令和 5(2023)年度から 1 年次生対象のアセスメントテストを実施し、授業内容の改善を図っている。合理的配慮の必要な学生の申請に対しては、アクセシビリティ推進委員会で協議・決定している。

学生の要望を把握する方法として、日常的には学生相談総合窓口とポータルサイトを開設している。相談件数及び傾向は大学協議会、教授会で報告され、教職員に共有される仕組みを整えている。

自己点検・評価委員会で全学対象とした学生生活実態調査を実施している。質問項目は施設・設備・学生生活・進路・自由記述などを含む 28 項目であり、自由記述の個別意見に対する回答は、学生ポータルサイトや掲示で公開している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に規定する目的を踏まえてディプロマ・ポリシーが定められており、必修科

2 札幌大谷大学短期大学部

目「初年次教育・情報リテラシー」の授業内で学長自身が周知を行い、短期大学ホームページや短期大学案内に掲載し周知している。単位認定基準、卒業認定基準を学則で定め、学生便覧にて学生に周知している。進級基準については定めていないが、実習要件を設け、指定の科目を履修し単位修得することとしている。成績評価の方法はシラバスにより各科目で学生に提示されており、成績は異議申立て期間を設け、成績評価の透明性、厳格性を確保し、学修成績の判断の指標として GPA を用いている。GPA が連続して低い場合には履修等規程に基づき段階的に指導する体制が整備されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第 3 条に規定する教育研究上の目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、短期大学ホームページ、短期大学案内、年度始めの各学年次オリエンテーションで短期大学内外へ向け周知している。ディプロマ・ポリシーとの関連を明確にしたカリキュラム・ツリーを作成し、一貫性を確保するとともにカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。全ての科目でシラバスを作成し、ディスカッションの有無などのアクティブ・ラーニング情報を明記している。単位制度の実質化を目的として履修登録単位数の上限を履修等規程に定めており、学生便覧で学生に周知している。「仏教と保育」など特色ある教養科目を設置し、社会情勢に合わせた教養教育を行っている。教授方法の工夫や改善を進めるため併設大学と合同の FD・SD 委員会を設置し、教職員間で授業に関する課題を共有し、授業アンケートによって学生の意見を反映した改善に取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部アセスメント・プラ

ン」を定め、学修成果を可視化し点検・評価を行っている。また、入学時にはアセスメントテストを活用して基礎的汎用的スキルを測定し、学生のディプロマ・ポリシーの達成度を把握するため「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」を全学年次を対象に実施するとともに、ディプロマ・ポリシーと GPA の関係を示す「DP チャート」を学科で集計するなど、多様な測定方法を用いて学修成果を点検・評価している。各学期末に授業アンケートを行い、卒業後は卒業生及び就職先アンケートを実施して教育方法や学修指導の改善に努めている。アセスメントテストと「DP チャート」の結果は学生にフィードバックされ、授業アンケートは中間時点でのアンケート結果も教員にフィードバックし、授業改善が速やかに行われている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の権限は明確化され、意思決定や教学マネジメントの体制として、大学協議会、内部質保証会議などを規則に基づき整備している。また、短期大学の意思決定は学長のリーダーシップのもとに行い、学長のリーダーシップを支える副学長の職務は明確化され、高大連携をはじめとした複数の役割を果たしている。教授会は教学マネジメントの中に位置付けられ、学則に基づき運営されている。職員を適切に配置し、規則によって役割が明確化されている。特に、IR 推進課は学長のリーダーシップを支える調査・企画部門として専任職員が配置され、重要な役割を果たしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上、必要な教員数は確保され、適切に配置されている。教員採用は公募により適切に行っている。教員の昇格については規則に基づき要件が明確に規定され、適正に審査が実施されている。FDはFD・SD委員会が策定した実施計画に基づき組織的に実施し、専任教員だけではなく兼任教員も参加している。特に、アセスメント活動と教育改善を演題としたFDを実施し、FDを起点として授業内容の見直しをするなど、FDが教育改善につながっている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のためのSD研修を組織的に行い、生成AIをテーマにするなど時機を得た研修会となっている。また、前年度の反省も踏まえて、毎年見直しを行っている。短期大学主催の研修会のほか、日本私立大学協会など外部の研修会にも参加している。参加した職員は、研修終了後に報告書等を作成してクラウド内に保管し、教職員が閲覧及び共有できるよう体制を整備し、研修成果を業務等に生かしている。人事育成制度として、令和5(2023)年度から「係長職昇任チャレンジ試験」を若手職員対象に実施し、その結果を踏まえた上で若手層を登用している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個室の研究室を用意し、インターネット環境や備品等の研究環境を整備している。研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。新規採用の教員及び競争的研究費を担当する職員は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する取扱規程」にのっとり、全員が日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」を受講している。科学研究費助成事業については、獲得推進のためのFD研修を行っており、採択実績もある。研究支援については、個人研究費を一律に設定し支援しているほか、学長裁量の「特別加算研究費」を設けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、寄附行為実施規則及び就業規則に経営の規律と誠実性について規定している。これらに基づき短期大学を運営し、情報公開も適切に実施している。また、使命や目的の実現の継続的な努力として、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの法人のグランドデザインを策定し、これを行動目標として教育目標を掲げ運営している。経営改善計画を立案し、経営基盤の安定に向けて取り組んでいる。

組織内の危機管理は規則により体制・対応が明確化され、詳細な消防計画に基づき全教職員と全学生による消防訓練が実施されている。また、ハラスメント研修は一般向け、管理職向けに行われ、ポータルサイトでハラスメントや環境保全について周知している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的達成のための意思決定の体制整備として、寄附行為に規定している理事の選任区分・人数に基づき、適切に理事を選任し、各理事の担当業務を定めている。また、寄附行為実施規則により法人の業務決定の権限について定め、意思決定できる体制を整えている。なお、令和 5(2023)年度は全て対面で理事会を開催し、理事の出席状況は適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境を規則に基づき整備し、設置校の所属長を構成員とする常務会が法人の日常業務における必要な事項を決定している。法人と短期大学との連携のため、常務会構成員に加え、各設置校の管理職が構成員となる「学園連携協議会」が設置され、教育、学生募集、施設の活用などについて審議している。

監事は寄附行為に基づいて選任され、多分野かつ詳細に監査を行い、理事会や評議員会で報告している。寄附行為に評議員会の諮問事項を規定し、評議員を適切に選任している。また、評議員会は適切に開催されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

長期借入金等の外部負債が運用資産を上回る状況が続いており、安定した財務基盤を確立しているとはいえない。しかしながら、グランドデザインにのっとり経営改善改革を断行し、令和 5(2023)年度には経営改善計画の期中目標どおり経常収支差額の黒字化を達成した。補助金獲得など外部資金導入の努力を行い、寄付金募集にも力を入れている。令和 6(2024)年度の短期大学及び併設大学の入学者数は減少し、かつ、借入金の完済までには長年を要することから、経営改善計画にのっとり財務運営を着実に進め、財務基盤が安定することを期待する。経営改善計画では、入学者数の増加を見込んだ学生生徒等納付金収入の増収により、収支は更に改善し、令和 9(2027)年度には運用資産が外部負債を上回り、財務基盤は安定していく見通しとなっている。

〈参考意見〉

○経営改善計画にのっとり安定した財務基盤が確立できるよう、収支のバランスを保つための方策に期待したい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、「学校法人札幌大谷学園 経理規程」「学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則」「学校法人札幌大谷学園 予算執行に関する内規」など必要な規則を整備し、財務課が規則どおり適切に行っている。監事監査、監査法人による外部監査、内部監査室による内部監査の三様監査を厳正に行っており、会計監査の体制を整備している。監事の監査報告書は、法人運営、財務、事業計画などについて幅広くチェックし、問題点を洗い出し、改善策を提起する内容となっており、法人は問題点について検討し、改善に努めている。学校法人・監事・監査法人は、監事連絡会を年2回開催し、意見交換や情報交換を行い、連携を図っている。補正予算については、必要に応じてきめ細かく編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は内部質保証の責任を担い、その運営方針を決定し実行する組織として内部質保証会議を置き、自己点検・評価活動の実施に関する基本方針を策定し、評価結果を踏まえた内部質保証及び教学マネジメントに関わる中長期計画の策定を行っている。自己点検・評価活動を実施する自己点検・評価委員会と、その結果を踏まえて内部質保証に関する中長期計画を立案する内部質保証会議との役割を分けて、内部質保証活動の PDCA サイクルを機能させている。短期大学と大学が合同で設置する自己点検・評価委員会は、委員長は学長であるが、副学長を中心に運営することにより業務を分散させ、短期大学部長及び大学の各学部長、各学科長、各種センター長・委員長及び委員長補佐、学生相談室長、事務局長、IR 推進課長が構成員として加わり、自己点検・評価活動を確実かつ能動的に運営できる体制を構築している。

〈優れた点〉

○「三つのポリシーに基づく取組の点検・評価」を短期大学が所在する札幌市東区に毎年依頼し、外部者により三つのポリシーの教育効果を点検していることは評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

グランドデザインを策定し、毎年度の事業計画に反映している。各部署での取り組みは、自己点検・評価委員会において3か月ごとに事業計画進捗状況として報告され、年度始めに示された事業計画の確実な実効性を担保している。年度末には、事業計画の取り組み成果を大学協議会及び教授会に提出している。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、アセスメント・プランに沿って関係各部署が各種調査を実施することで果たしている。各部署が実施・分析した調査結果は、内部質保証会議での検証を経て、次の施策の策定あるいは現状の改善に活用されている。IR推進課はこれらの調査結果を精査した後に学内で共有し、必要に応じて短期大学ホームページ他で公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーにのっとりた入学者選抜の実施及びポリシーの内容が社会の変化あるいは短期大学の实情にふさわしいかについて、学長を委員長とする入試委員会で確認している。カリキュラム・ポリシーはアセスメントテスト及び授業アンケートにより、ディプロマ・ポリシーは「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」から現状を把握している。各ポリシーの調査結果を学科、各種センター及び委員会で分析し、その結果に基づき内部質保証会議は改善策を立案し、更に翌年度の事業計画に反映させることにより全学的な PDCA サイクルを機能させている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

A-1-① 短期大学施設の開放、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供（子育て支援センター、地域イベントでの学生の活動等）

A-2. 短期大学が持つ教育力による地域貢献

A-2-① 地域における社会人教育の機会の提供（公開講座、各種講習会への講師派遣等）

A-2-② 根室市との連携事業

【概評】

短期大学は、物的・人的資源を地域に提供することで地域貢献を行い、地域に根付いた貢献活動を通して学生の学びの場の充実及び保育業界の発展に取り組んでいる。

平成 17(2005)年に北海道内の保育者養成施設では初めて開設された子育て支援センター「んぐまーま」は養成校が地域の子育て支援を牽引する取組みとして先駆的であり、「つどいの広場」や「多胎児親子の会 んぐんぐまーま」、年中行事を開催し、地域の子育て家庭の交流の場となっている。学生のサークル活動は各保育施設や子育てイベントでの出演依頼に応え積極的に活躍している。地域の子育て支援センターやイベントにも学生がボランティアとして多く参加しており、地域住民や子育て中の親子と交流を深めることは地域貢献だけでなく、学生の学びにもつながっている。併設の大学と合同で開催している公開講座は北海道の生涯学習講座「道民カレッジ」の連携講座にもなっており、大学の特色を生かした仏教・音楽・美術に加え、短期大学の保育に関するテーマでも開講し、短期大学としての特色を生かした社会人教育の機会を提供している。地域の幼児教育の振興に貢献するため、教育委員会が実施する研修会や幼稚園団体の研修会に教員を派遣している。根室市と連携協定を締結し、高校生向けに「保育者入門」、現職保育士向けに「保育者・保育現場と子育て支援」の講演を実施している。これは全国的にも保育者を目指す高校生が減少傾向にある中、保育の魅力を発信する重要な取組みであるとともに、離職率が問題視されている現職保育士にも業務の悩み解決のために子育て支援の知識を提供することは根室市の保育業界の安定につながる取組みである。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」

保育科の表現系の学びの集大成として毎年行っている子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」は、令和 5(2023)年度で第 48 回目となる。当初は学内で「幼児のためのオペレッタ」公演として実施されていたが、開学 15 周年を記念して昭和 51(1976)年から学外で実施されるようになり、昭和 54(1979)年度には札幌市民劇場に選定され、札幌市民芸術祭奨励賞を受賞している。

平成 3(1991)年には、開学 30 周年記念を機に札幌市こどもの劇場やまびこ座で公演を行い、現在に至っている。

現在は、「総合表現」を始めとする表現系の科目を中心に準備を重ね、教員の指導を受けながら、幼児向けの作品に題材を得て学生が脚本を執筆し、作詞作曲を行うとともに、大道具・小道具・衣装の制作、演出までを手がけ、大学構内で学生主体のミュージカル制作を行っている。

学生はこのミュージカル制作をとおして、責任感・協調性・表現力・人前に立つスキル・応用力など多くのことを学ぶ良い機会となっており、保育科として大変重要な行事となっている。令和 5(2023)年度は、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い人



2 札幌大谷大学短期大学部

数制限をなくし、札幌大谷大学附属幼稚園の園児と、同じ札幌市東区にある認定こども園の園児を招待して学内で2日間公演を行った。令和7(2025)年度には、50回公演となることから、以前のように地域の子どもたちに周知し、本学の教育・研究の成果を地域に還元できるよう活動を推進する。

2. 同窓会「真心会（しんしんかい）」

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)の同窓会は、昭和38(1963)年、当時の札幌大谷短期大学の同窓会として保育科1期生会員38人から発足した。昭和41(1966)年に音楽科同窓会「谷の音会」と美術科同窓会「谷の会」を、昭和52(1977)年に保育科同窓会「華の会」をそれぞれ結成し、平成24(2012)年、大学の開学に伴い、それぞれの会を解散し、現在は卒業生15,000人を超える「真心会」として統合され活動している。「真心会」という呼称には、「真実の心を持って生きる事を促す」という願いが込められている。「真心会」の目的は、「相互の親睦、資質の向上をはかり、母校の発展に寄与すること」とし、その目的を達成するために昨今の活動として令和5(2023)年度に同窓会設立60周年記念懇親会を開催し、令和7(2025)年度には第2回「ホームカミングディ」を予定している。「真心会」は各支部においても活動しており、令和4(2022)年度に釧路支部では「釧路支部設立35周年記念外山啓介ピアノリサイタル」を開催し、地域社会へ貢献している。

以上のことから、「真心会」の活動は、本学の発展及び北海道の地域貢献に大きく寄与している。

IV 短期大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 昭和36(1961)年度
所在地 北海道札幌市東区北16条東9-1-1

学科

学科	専攻
保育科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
7月31日	第1回評価員会議開催
8月29日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9月12日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理

2 札幌大谷大学短期大学部

10月15日	実地調査の実施	10月16日	第2・3回評価員会議開催
～10月17日		10月17日	第4回評価員会議開催
11月13日	第5回評価員会議開催		
令和7(2025)年 1月9日	短期大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)		
2月10日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)		

3 山陽学園短期大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

短期大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づく「愛と奉仕」の教育理念のもとに明確に定められている。短期大学の個性・特色を生かした教育研究活動を行っており、使命・目的及び教育目的を反映するものとなっている。また、履修便覧やホームページにより学内外へ周知している。使命・目的及び教育目的の見直しについては、役員、教職員の理解と支持を得ながら、「山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針」（以下「教学マネジメント基本方針」という。）に基づき、学科が学問分野の進展や社会のニーズの変化に適合しているかを点検するなど、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて行っている。各学科の使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。中長期的な計画は短期大学の使命・目的及び教育目的を反映している。健康栄養学科とこども育成学科の2学科を設置し、全学的な活動を推進・支援するための組織体制を整備している。

〈優れた点〉

○建学の精神に基づき定めた「教学マネジメント基本方針」に従い、各学科が「教学推進会議」と連携し学問分野の進展や社会ニーズの変化に適合しているかを検討している点は評価できる。

「基準 2. 学生」について

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを踏まえて多様な学生を受入れる入試制度を設け、入学試験は厳正に実施されている。履修指導は教職協働の体制で行っている。各学科でキャリア教育を支援しているほか、キャリアセンターを設置し、就職や進学に対する相談・助言体制を整備している。学生生活支援の組織として、学生相談室、保健室などを設置している。

短期大学の教育目的達成のために適切な学修環境を整備している。施設のバリアフリー化の推進のため、未整備部分について計画的に進めていくことが望まれる。

「学生による授業評価」「学生生活アンケート」などによる調査や学生代表と大学・短期大学との懇談会、クラス顧問による面談などで学修及び学生生活支援に対する学生の意見・要望等をくみ上げ、改善に反映させることに努めている。

「基準 3. 教育課程」について

短期大学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを各学科で策定し、履修便覧に明記するとともにホームページで学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を適切に定めて厳正に適用している。修得単位数及び累計 GPA(Grade Point Average)の基準を定めて履修制限を行っている。教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを学科ごとに策定し、履修便覧などで学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成し、シラバスは適切に整備している。教養教育は、一般教育科目として配置し適切に実施している。アクティブ・ラーニングなど、さまざまな教授方法を用いて授業内容・方法を工夫している。学修成果の点検・評価の結果や授業評価アンケートなどの結果を受け、教育内容や方法、学修指導等の改善に向けたフィードバックが行われている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を任命し、大学・短期大学における重要事項を協議する合同会議及び教学マネジメントのための「教学推進会議」を設置しているほか、教授会等の規則を制定している。また、建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向けて策定した「教学マネジメント基本方針」を定めるなど、意思決定の権限と責任を明確にしている。教員の採用・昇任は複数の規則を整備して適切に運用している。教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けての FD・SD 研修会を自己評価委員会が開催している。専任教員には個人研究室を割当て、教育研究に適切な施設・設備を整備している。研究倫理に関する規則を定めて運営している。専任教員には教育にかかる費用を用途とする教育経費を支給しているほか、教育研究の一層の充実への寄与を目的とする学内研究補助金を配分している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為第 3 条に定める使命・目的のため、諸規則の遵守と法令等に基づく情報公開により適切な法人の運営を行っている。資源リサイクル、太陽光発電設備の設置などによる環境への配慮は適切である。危機管理の体制は整備されている。

急を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っているが、重要な事項について理事会の議決を確実に経るよう改善が必要である。経営会議を定期的で開催し、法人と大学の各管理運営機関が意思疎通と連携を行っている。監事は理事会、評議員会に毎回出席し法令に基づく職務を遂行している。評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員により適切に運営されている。

「山陽学園中期計画」(以下、中期計画という。)に基づき経営基盤の強化に努め、安定した財務基盤を確立している。学校法人会計基準や経理規程などに従って適正に会計処理が行われ、公認会計士による会計監査を実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」を制定して内部質保証に関する全学的な方針を明示している。短期大学では、各学科と事務部門や IR 推進室企画部

などの各組織との責任と役割分担のもとに自己点検・評価を実施するなど、内部質保証のための組織が整備され、責任体制は明確になっている。自己点検・評価の結果は、全教職員で共有するほか、ホームページに掲載し、社会へ公表している。IR(Institutional Research)については、IR推進室を設置してエビデンスに基づく点検・評価を実施している。「教学マネジメント基本方針」に基づき、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行う仕組みを構築している。中期計画に掲げる項目の達成度の向上を目的とした事業計画及び個別計画に自己点検・評価や認証評価の結果を反映させることに努めている。

総じて、短期大学は、建学の精神に基づく教育理念である「愛と奉仕」の精神を基礎として専門的な理論と実際を教授研究し、教養の高い社会人を育成して社会に貢献する使命の実現に向けて取り組んでいる。「男女ハ車輪羽翼ノ如シ」を設立趣旨とする女学校設立以来の伝統の中で築き上げられてきた短期大学の個性・特色を生かした教育実践を更に発展させ、地域社会に根差す短期大学ならではの教育研究活動にまい進することに期待したい。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 総合学園ならではの学園内連携
2. 資格取得の促進

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

短期大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づく「愛と奉仕」の教育理念のもと、山陽学園短期大学学則第1条に明確に定められている。

- ①一般教育科目を起点とする人間教育の推進②「教学マネジメント基本方針」に基づく

3 山陽学園短期大学

学びの高度化と質保証③短期大学の特性を生かした地域連携の推進—の三つを短期大学の個性・特色とする教育研究活動を行っており、使命・目的及び教育目的を反映するものとなっている。

「教学マネジメント基本方針」に基づき、教育内容の点検・評価と改善を行う中で、「教学推進会議」の助言のもと、各学科が学問分野の進展や社会のニーズの変化に適合しているかを点検するなど、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

〈優れた点〉

○建学の精神に基づき定めた「教学マネジメント基本方針」に従い、各学科が「教学推進会議」と連携し学問分野の進展や社会ニーズの変化に適合しているかを検討している点は評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学の使命・目的及び教育目的の策定及び見直しは、合同会議で審議された後、理事会の決議を経て行われている。審議事項や議事録が学科長や事務部門の長を通じて教職員に周知するなど、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的及び教育目的は、履修便覧やホームページにより学内外へ周知している。

短期大学の使命・目的及び教育目的は、教育研究等の自己点検・自己評価を行う中で継続的な見直しが行われている。また、各学科の使命・目的及び教育目的を三つのポリシー、中長期的な計画に反映している。

短期大学には健康栄養学科とこども育成学科の2学科を設置し、附属施設として附属幼稚園を設置している。また、全学的な活動を推進・支援するため、図書館、「共生・グローバル推進センター」、キャリアセンター、学修支援センターなどの組織体制を備えている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを策定・周知するとともに、これを踏まえ、受験生を多面的に評価し、多様な学生を受入れることができるような入試制度を採用している。入学試験の実施に当たっては、入学試験業務を主管する入試部と学長が選任した教員と職員から成る委員によって、厳正、公正、公平、確実を旨として、入試問題の作成、答案の採点を行っている。入試問題の作成及び採点は、当該校の教職員のみで行っている。

令和 2(2020)年度から、経済的理由を有する者、長期履修を必要とする者等に対して、入学時から履修期間を3年とする教育課程を設置している。健康栄養学科、こども育成学科ともに入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する全学的な方針・計画等については、学修支援センターワーキンググループにおいて整備・運営を行っている。履修指導については、教務部職員と学科教務委員が協力し、教職協働の体制で指導を行っている。コロナ禍による遠隔授業導入以降は、年度始めに学生の自宅における通信環境の実態を把握している。

オフィスアワー制度は、全学的に実施している。障がいのある学生への支援については、令和 5(2023)年4月に設置した学修支援センターが中心となり、「障がい学生支援のガイドライン」を策定し、教務部、学生部、学生相談室、各学科など、関係部門が連携し、障がいのある学生が安心して学べる場の提供に努めている。中途退学、休学及び留年などへの対応については、クラス顧問を中心として学科単位で行っている。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科において実施する実習や、栄養士免許の取得に必修の「給食校外実習Ⅰ」「給食校外実習Ⅱ」等が、学生自身の希望する職域におけるインターンシップとしても機能している。キャリア支援については、各学科でキャリア教育を展開する支援体制を整備し、キャリアセンターを設置し、就職や進学に対する相談・助言体制を整備している。次年度卒業予定の学生及び保護者を対象とした「就職懇談会」では、就職状況や就職活動スケジュール、栄養士・保育士等を目指す就職活動のポイント、学内サポート体制等の説明のほか、卒業生・内定学生による体験発表、座談会も行っている。

就職活動が解禁となる時期に2年コースの1年次生、3年コースの2年次生を対象として、大阪市内で開催される大規模合同説明会に無料バスを運行している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導の組織として、学生部、学生部ワーキンググループ、「共生・グローバル推進センター」、学生相談室、保健室及び学生寮を設置している。

学生相談室「ここさば」は週4日開室し、臨床心理士の資格を有する兼任教員一人と非常勤カウンセラー一人が相談に当たっている。

学生の自主防犯組織「さんぽと隊」は、学友会、部長会、大学祭実行委員会が中心となって活動しており、地元町内会や警察と連携・協力して児童の登下校の見守りなどの防犯活動に取り組んでいる。

表彰制度として、学業成績の優秀な学生に対し「上代皓三記念賞」「花水木賞」など各種の学生表彰制度を設けている。奨学金制度については、学生に対する経済的な支援として適切に周知・実施されている。

〈参考意見〉

○保健室の人員について、看護師資格等を有する職員を配置することが望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす校地・校舎を有し、学修及び教育研究活動を行うことのできる環境を保持している。火災、地震の災害、感染症等の発生に対応するため、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」と「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」等を整備している。

教育目的達成のため講義室、実習室、演習室、実験室、コンピュータ室、研究室、会議室等を置いている。図書館は、大学と短期大学の共用施設であり、学科のカリキュラムに沿って総合的に図書や資料を購入している。適切な規模を持ち、開館時間を含め十分に利用できる環境を整えている。コンピュータを含む ICT（情報通信技術）環境も適切に整備されている。

授業を行う学生数については、教育効果を挙げられるように、講義、実験・実習、演習などの授業形態に応じて人数の上限を設定し、教育の質を担保している。

〈参考意見〉

○バリアフリー化の推進に関する点は、一部において整備が進められているが、全ての施設には対応されていないため、A 棟・H 棟・E 棟等の改修を引続き計画的に進めていくことが望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げるシステムについては、主として「学修行動及びキャンパスライフ調査」「学生による授業評価」、学友会による「学生生活アンケート」及びクラス顧問による面談を活用し、集計結果は学科教員で共有し、改善に反映している。学生生活に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして「学修行動及びキャンパスライフ調査」や「学生による授業評価」「学生生活アンケート」のほか、学生代表と大学・短期大学との懇談会、クラス顧問による面談を活用するなどして、学生生活の体制の改善に反映させている。

施設・設備に対する学生の意見をくみ上げるシステムについては、「学生生活アンケート」や「学修行動及びキャンパスライフ調査」により、学生の意見や要望について、把握して

改善に反映させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条にある教育理念に基づき教育目的を策定し、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学科ごとに策定し、履修便覧に明記するとともにホームページにて公表し学内外に周知している。

学則第 12 条において単位認定基準を定めているほか、学則第 23 条及び第 24 条において卒業認定基準を策定しており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を適切に定め、厳正に適用している。履修に関する細則第 11 条の 2 において、修得単位数及び累計 GPA の基準を定め、それに基づいて履修制限を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを学科ごとに策定し、履修便覧やホームページにて学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成している。シラバスは、作成要領に従って作成し適切に整備している。履修に関する細則第 6 条の 2 第 1 項において資格・免許取

得に対応した履修登録単位数の上限を設定し、履修便覧に明記するなど、単位制度の実質化を保つ工夫を行っている。

教養教育は、一般教育科目として配置し適切に実施している。

アクティブ・ラーニングなど、さまざまな教授方法を用いて授業内容・方法を工夫しており、自己評価委員会を設け、FD・SD研修会を実施するなど教授方法を改善するための組織体制を整備し運用している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー及び短期大学士の学位授与を踏まえた学修到達レポートを発行し、学修成果を視覚化している。

学生の学修状況・資格取得状況は教務部が管理し、就職状況は、キャリアセンターが学生からの届出をもとに管理している。「学修行動及びキャンパスライフ調査」、学生生活アンケート、卒業時アンケート、就職先への調査などの指標により、短期大学の定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握し、点検・評価している。

シラバスに、学修評価の学生へのフィードバックに関する記載欄を設け、履修者に対して成績評価のフィードバックの機会を設けている。学修成果の点検・評価の結果や授業評価アンケート等各種アンケートの結果を受け、教育内容や方法及び学修指導等の改善に向けたフィードバックが行われている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として、大学・短期大学における重要事項を協議する合同会議及び教学マネジメントのための「教学推進会議」を設置しているほか、教授会の規則を制定するなど、意思決定の権限と責任を明確にしている。

教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を「教授会等の審議事項に関する要綱」に定め、周知している。

建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向け「教学マネジメント基本方針」を策定し、教学マネジメントを構築している。

また、教学マネジメント遂行に当たり、「教学マネジメント基本方針」において、役割分担を明確にして、必要な職員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即し、短期大学設置基準で定める必要な教員数を適切に確保し、配置している。

教員の採用・昇任等に関しては、複数の規則・内規によって明確に基準が定められている。教員採用は、公募を原則とし、教員の専門分野を十分に考慮している。また、教員採用に当たり教員の年齢バランスも考慮している。

教員の FD 活動については学長のガバナンスのもと、組織として自己評価委員会が企画し、全学的に FD 研修会を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けた研修の一環として、FD・SD 研修会を実施している。FD・SD 研修会は、自己評価委員会において決定する開催計画に基づき、短期大学の全教職員を対象とする研修を開催するなど組織的な研修体制を整備している。

3 山陽学園短期大学

FD・SD 研修は、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度にかけて継続的かつ定期的に実施している。研修の開催に当たっては、教職員の意見をくみ上げ、研修テーマの選定や運営改善の参考にしている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、一定の専任教員に対して個人研究室を割当て、教育研究に資する施設・設備を整備し、適切な管理運営を行っている。学術研究に対する信頼及び公正さを確保するため、「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理審査委員会内規」を制定し、厳正に運用している。研究倫理に関する研修は定期的実施している。専任教員に対して、教育改革に特化した研究に限定する学内競争的研究費を配分し、教育にかかる費用を用途とする教育経費を支給している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校教育を行うことを規定し、就業規則に諸規則を守り教育の目的達成に努めることを定めて、経営の規律と誠実性の維持を表明している。諸規則の制定・改定、公益通報等に関する規則の整備など、積極的に法令遵守に取り組んでいる。

また、中期計画を作成し、使命・目的の実現のために行うべきことを明確にしている。資源リサイクルなど基本的な環境配慮に加え、太陽光発電設備の設置など、より積極的

3 山陽学園短期大学

な環境への配慮も行っている。人権に配慮するために諸規則を整備し、人権侵害とハラスメントを防止するための方策を推進している。

「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」と「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」により学内外に対する危機管理の体制を整備している。寄附行為、教育情報、財務情報は、ホームページや印刷物により公表している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、事業、予算・決算、人事、諸規則等の改廃、役員・評議員の選任をはじめとする法人の重要事項を決議するなど、開催・運営されている。急を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っている点は改善が必要だが、理事は、寄附行為に基づいて選任され、理事会への出席率は良好であり、書面出席の場合の意思表示に関する手続きも適切に行われている。

このように短期大学の使命・目的の達成に向けて意思決定のプロセスを円滑に行う体制が整備され適切に機能している。

〈改善を要する点〉

○学則変更等について、急施を要する事項として理事長専決で行っているのが、重要な規則の制定・改正・施行に理事会の議決を確実に経るよう改善が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

経営会議を開催し、管理部門と教学部門が意思疎通と連携を行い、法人全体の経営・運営に関する重要事項等を協議している。また、経営会議を開催し、管理部門と教学部門が連携して、法人全体の経営・運営に関する重要事項及び理事会の議案や評議員会への報告事項を協議している。このように、理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備している。

各種委員会などで企画・調整された事案について、合同会議で審査することにより、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

監事は、寄附行為に基づき選任されており、理事会、評議員会に毎回出席し、法令に基づく職務を遂行している。評議員会は、寄附行為に基づいて選任された評議員により適切に運営されている。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛先が、理事長と評議員会議長になっているので、私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号を踏まえ、宛先を理事会と評議員会にすることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画に基づき、短期大学は学生確保による財務体質の強化に努めている。全教職員の共通認識のもと、外部資金の導入に向けた努力を行っており、私立大学等改革総合支援事業に採択されるなど成果を挙げている。法人は、将来にわたって健全な運営を行うため、中期計画において毎年度の事業活動収支差額比率に係る目標を掲げている。適切な財務運営によりこの目標を達成しており、収入と支出のバランスの確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づき、経理規程、資産運用規程をはじめとする会計に関する諸規則を整備し、適正に処理を行っている。

公認会計士による私立学校振興助成法に基づく監査は、2 人の公認会計士が中間監査及び決算監査を行っている。

監事による監査は、2 人の非常勤監事が法人の業務、決算に関する監査及び財産の状況、理事の業務執行の状況の監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条の 2 第 1 項に基づき、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」を制定するなど、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。

合同会議、自己評価委員会、「教学推進会議」、IR 推進室などの各組織の責任と役割分担のもとに教育研究等の自己点検・評価を行うなど、内部質保証のための組織は整備されている。

自己評価委員会は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、事務局長、IR 推進室長、企画部長、教務部長、事務部長などで構成し、全学で取組む体制となっており、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価について各学科と事務部門が実施し、IR 推進室企画部が全体を取りまとめるなど、内部質保証のための責任体制は明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、法人の中期計画・事業計画・個別計画を策定し体系化した上で、各学科などが個別計画の達成度に基づく自己点検・自己評価を行うなど、内部質保証のための自己点検・評価が行われている。また、個別計画には原則として数値目標が設定され、数値目標の達成度を基本として自己点検・評価を行うなど、エビデンスに基づく自己点検・評価が実施されている。

自己点検・評価の結果は、合同会議で審議され、全教職員向けのサイトに掲載して共有しているほか、認証評価の基準に沿った教育研究等の「自己点検評価書」を令和 5(2023)年度版からホームページに掲載し、社会へ公表している。

IR 推進室に専任の職員を配置し、現状把握のための調査やデータの収集・分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメント基本方針」で三つのポリシーの相互関係を明確にした上で、ディプロマ・ポリシーの達成度を向上させる観点から教育内容の点検・評価及び改善を行うなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映させることに努めている。

自己点検・評価は、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、中期計画の項目の達成を目標とする評価体系の構築、数値目標の達成度と定性的評価を組合わせた点検・評価の可視化、点検・評価を通じた PDCA の推進等により行われている。また、中期計画に掲げる項目の達成度の向上を目的とした事業計画及び個別計画に自己点検・評価や認証評価の結果を反映させることを図っている。

〈参考意見〉

○急施を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っており、内部質保証システムの機能性が十分であるとはいえないため、更なる取組みが望まれる。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 短期大学の特性を活かした地域連携

- A-1-① 学生に対する地域連携の教育
- A-1-② 短期大学の地域連携体制の整備
- A-1-③ 地域との連携事業
- A-1-④ 公開講座

【概評】

教育理念「愛と奉仕」に基づき、その体現として社会貢献できる人間教育と専門教育を行っている。全学科の新入生を対象に開講している一般教育科目の授業科目「知的生き方概論」の中で、「ボランティアの勧め」と題して、地域貢献の推奨を行っているとともに、専門教育科目においても地域連携の一環としてボランティア活動を取入れている。教育活動にボランティア活動を組込むことで教育効果の向上につながっていることから、この活動は特色ある取組みとして高い成果を挙げている。

地域連携事業やボランティア活動を担当している組織として「地域連携推進センター」を設置しており、地域連携の総括的役割を果たしている。

3 山陽学園短期大学

岡山県内の自治体や企業、各種団体と包括連携協定を締結し、さまざまな連携事業を展開しており、栄養士・栄養教諭や保育士として実践に役立つ体験学習の場となっている。こども育成学科においては、岡山市消防局と連携し、「VR 火災体験」や「防火カードゲーム」など将来的な保育現場における教育手法につながるような授業を実施した。学長が委員長である子育て支援事業「Sanyo 子育て愛ねっと」を、大学3学部4学科と短期大学2学科及び附属幼稚園はじめ近隣の幼稚園・保育園等と連携して行っている。

社会人向けの生涯学習講座である「大学コンソーシアム岡山」に参加し、毎年講座を提供している。所属教員が講師として公開講座を開設し、専門分野の知見を地域社会へ提供している。

地域との連携を通して、地域に根差し地域に必要とされる短期大学として今後の活動を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 総合学園ならではの学園内連携

本学は、幼稚園、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院、そして助産学専攻科を設置する総合学園であり、建学の精神のもと、学園内連携を図っている。

具体的には、高等学校の探究学習の支援や高等学校教員を対象とした研修会の実施、大学祭への高校生の企画参加を行っている。

附属幼稚園がキャンパス内にある利点を活かし、こども育成学科では、授業や実習を附属幼稚園で行い、野菜の苗植えや壁面装飾の鑑賞会などで園児との交流を図っているほか、授業の合間や放課後に幼稚園でのボランティア活動を行っている。

また、健康栄養学科では、園児を対象として給食管理実習や栄養指導実習などを行い、リアルな現場で栄養士としての実践力を身につけている。

2. 資格取得の促進

健康栄養学科では、県内の短期大学では唯一となる教職課程（栄養教諭二種免許状）の履修による栄養教諭二種免許状取得を支援するほか、長期履修制度を活用した3年コースでは、栄養士免許に加え、調理師、製菓衛生師などプラスワン資格の取得を希望する学生に向けて、履修指導、実務アルバイト先との調整や国家試験対策を含む課外指導を充実させている。

また、こども育成学科では、幼稚園教諭二種免許、保育士資格に加え、中国地方では初めての「認定絵本土」の称号の取得が可能となっている。

IV 短期大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 昭和44(1969)年度
所在地 岡山県岡山市中区平井1-14-1

学科

4 尚綱大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」を法人の建学の精神とし、また「尚綱」を法人の教育理念に定めている。学則第 1 条に使命・目的を、同第 4 条に各学科の教育目的を規定し、建学の精神、教育理念、使命及び歴史を踏まえた個性・特色を反映している。策定や見直しについては、教授会、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会」（以下「評議会」という。）における審議を経て決定し、常勤理事会、理事会、評議員会にて承認されている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧、ウェブサイト、授業、尚綱学園紹介誌等で周知され、また地元の雑誌、新聞等への掲載による周知も図られている。

令和 4(2022)年度には、第一期中長期行動計画の総括を踏まえつつ到達目標を改定する一方、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進等の積残された課題や学科の魅力づくりに加え、新たな改革等の課題を盛り込み、「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」（以下「第二期中長期計画」という。）を策定した。

「基準 2. 学生」について

学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め公表し、入学者選抜を実施している。学修支援センターは教職協働により学生を支援し、障がいのある学生への配慮には規則を整え、連携して対応に当たっている。就職・進路支援センターがインターンシップを含めたキャリア支援業務を担い、学生は実習等に参加している。学生の心身に関する支援のため各キャンパスに保健室とカウンセラー室を設置している。校地・校舎は必要な面積を上回っており、併設大学と共用の運動場、図書館、情報処理施設等を有し、学修環境は適切である。意見箱や学生代表者と教員との意見交換会等を実施して、学修支援の体制改善等に反映するとともに、授業改善アンケートを年に 2 回実施し、教員の回答とアンケート結果を学内ウェブサイトで周知している。夏季休業前に学生生活に関する実態調査及び疲労蓄積度調査を行い学生支援課が専門職と連携をとっている。

〈優れた点〉

○全学生に対し疲労蓄積度調査を毎年実施し、臨床心理士による分析結果を学生にフィードバックすることで、学生の健康的な生活をサポートしていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

建学の精神、教育理念や教育目的のもと、各学科のディプロマ・ポリシーを策定し、公

4 尚綱大学短期大学部

表している。単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準はオリエンテーション等で説明している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに沿って編成され一貫性が保たれている。履修登録単位数には上限が設定され、単位制度の質が保たれている。教授方法の改善を進めるためにSD・FD委員会とFD推進部会を設置し、全学的な組織体制を整備し運用している。学科ごとにアセスメント・ポリシーのもとアセスメント・チェックリストを作成し、学修成果の点検・評価を行っている。また、各学科ともディプロマ・ポリシーのもと学修成果を到達目標として示し、学生はフィードバック資料から学修成果獲得状況の自己分析と評価結果を作成し、学修状況が理解できるよう整備されている。

〈優れた点〉

- 各学科独自に作成する「フレッシュャーズガイド」は、カラー印刷でディプロマ・ポリシーや学科の特徴をまとめ、オリエンテーションや「基礎セミナー」など多様な場面で活用されており、学生の理解を図る充実した取組みとして評価できる。
- 教員が自身の教育を振り返るためのティーチング・ポートフォリオを全学的に導入し、教職員と学生に公開して教育研究活動の理解と充実が図られている点は、短期大学において先進的かつ模範的な取組みとして評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学則にて学長権限を明確化し、学長の補佐体制として副学長と学長補佐を規定し、教学・研究・総務担当の学長補佐を置き、監理業務を補佐する体制をとっている。

教員の採用・昇任は教員採用選考規程、教員昇任選考規程、教員人事評価規程により教育目的及び教育課程に即して適切に運用している。FD(Faculty Development)活動についてはSD・FD委員会、FD推進部会を設置し、全学的な組織体制で取り組んでいる。「尚綱大学・尚綱大学短期大学部SD・FD委員会規程」を整備し、委員会主導のもと階層別、業務別のテーマに加え、財務や各種制度の理解など多岐にわたるテーマの研修を学内外で行っている。「尚綱大学・尚綱大学短期大学部個人研究費規程」に基づく支援等を行うことにより、科学研究費助成事業による外部資金獲得総額が増加している。「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」に基づき研修を実施し、受講者の理解度チェックテストも行っている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

使命・目的の実現に向けて、理事会・評議員会はもとより評議会、内部質保証委員会を設け、第二期中長期計画にのっとり継続的に取り組んでいる。

法人の業務上の課題については、常勤理事等で構成する常勤理事会を設け、迅速・機動的に協議を行う体制を構築している。

理事長を議長とする常勤理事会と学長を議長とする評議会の協議を踏まえ、法人及び短期大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、理事会と理事長の円滑な意思決定を可能とする内部統制環境を構築している。

第二期中長期計画と同時に中期財務計画を策定し、財務運営の確立に努めている。学校法人会計基準に基づき関係規則を定め会計処理を行っている。

〈優れた点〉

○情報倫理及び人権配慮の観点から「尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を策定し、ソーシャルメディアの適切な利用に関する啓発を行っている点は評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針」のもと、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証に関する規程」及び「尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証委員会規程」を定め、学長を内部質保証に関する責任者として位置付け、各種委員会や部会を設置して恒常的な組織体制を整備し、全学的方針を明示している。評価基準項目の責任者及び重点施策の執行責任者による自己点検・評価を実施し、エビデンスに基づく評価項目の分析、改善・向上と継続実施の検討や翌年度の事業計画への反映等に係る責任体制を構築している。外部評価委員会を毎年度開催し、その結果を自己点検・評価結果と併せて自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、運営改善及び内部質保証の向上に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○毎年度、外部有識者による外部評価委員会を開催して外部評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会などで共有することで、運営の改善・向上、内部質保証の向上に取り組んでいることは評価できる。

総じて、建学の精神及び教育理念を踏まえ内部質保証に関する基本方針及び関連規則のもと、恒常的な組織体制を整備し、自己点検・評価結果等についてはエビデンスに基づく分析により第二期中長期計画と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）について検討し、運営改善及び内部質保証の向上に取り組んでいる。地域社会への教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材養成とともに、地域の進展に合わせて課題解決のためセンター等を整備し、自治体・企業等との連携を推進している。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 総合学園としての連携事業
2. 短期大学部での専門職養成施設としての資格取得支援

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」を法人の建学の精神とし、「尚綱」を法人の教育理念に定めている。学則第 1 条に使命・目的を、同第 4 条に各学科の教育目的を規定し、体系的に分かりやすく簡潔・明確に定め、建学の精神、教育理念、使命及び歴史を踏まえた個性・特色を反映している。

令和 4(2022)年度には、第一期中長期行動計画の総括を踏まえつつ、到達目標を改定する一方、DX 推進等の積残された課題や学科の魅力づくりに加え、新たに発生した改革等の課題を盛り込み、第二期中長期計画を策定している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しについては、教授会、評議会における審議を経て決定し、常勤理事会、理事会、評議員会にて承認されている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧、ウェブサイト、授業、尚綱学園紹介誌等で周知され、また、地元の雑誌、新聞等への掲載による周知も図られている。

全学グランドデザインにより法人・設置校の目標・運営指針を明示し、中長期計画・事業計画・三つのポリシーに一貫性と整合性を確保し、反映している。

学科組織の他に、併設の尚綱大学とともに尚綱地域連携推進センター、尚綱子育て研究センター、尚綱食育研究センター、尚綱ボランティア支援センター、グローバル化推進センター、学修支援センター、就職・進路支援センターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学科ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生便覧、ウェブサイト等に掲載し、周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるため入試区分ごとに志願者に求められる能力と評価方法を明記し、短期大学自らが入試問題を作成して多様な入試区分と選考方法により入学者選抜を行っており、入試結果を踏まえ必要に応じ見直しを図っている。

入学者は年々減少しているが、入学定員充足率を上げるため現状を分析し、入学定員数及び入学者選抜体制の見直し、教育内容の充実、有効な資格取得の導入等さまざまな取組みを組織的に行っている。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の基礎学力の向上を目的として設置された学修支援センターは教職協働により学生の学びを支援している。

TA や SA(Student Assistant) 制度は設けていないが実習助手や教員助手を適切に活用している。

オフィスアワーを兼任教員及び兼担教員も実施しており、シラバスや研究室前に明示した上でオリエンテーションや「基礎セミナー」、初回授業で周知している。

障がいのある学生への配慮について規則を整え、学生支援課、学生支援委員会及び各学科が連携し対応に当たっている。

中途退学、休学及び留年などに対しては各学科で出席状況や学生の学修・生活状況を把握し、対応策を講じている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科の就職支援担当教員と職員の教職協働で運営している就職・進路支援センターが、インターンシップを含めた学生のキャリア支援業務を担っており、各学科とも授業科目を通じ、インターンシップ及びインターンシップに準じた実習に参加している。

尚綱大学・尚綱大学短期大学部就職支援委員会が就職支援事業の基本方針等を定め、その下部組織である短期大学部就職支援部会が方針に基づいて就職活動等の計画及び実施を行っており、業務分担しながらキャリア支援が組織的に展開され高い就職率を維持している。

教職員と就職先である外部の事業者が出席する就職懇談会を開催し、連携をとりながらキャリア支援に当たっている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための全学組織として学生支援委員会及びその下部組織として学生支援委員会キャンパス部会が組織され、教職協働で学生サービスに当たっている。

学生の心身に関する健康相談と心的支援のため熊本市の九品寺と菊池郡の武蔵ヶ丘の各キャンパスに保健室とカウンセラー室を設置し、保健室では常勤の養護教諭が、カウンセラー室にはカウンセラーとソーシャルワーカーが予約制にて支援を行っている。

日本学生支援機構のほか、学内独自の奨学金制度を設け、学生に対する経済的な支援を行っている。

クラブ・サークルに対して尚綱学園後援会からの助成を行い、学生の課外活動に対する支援を行っている。

〈優れた点〉

○全学生に対し疲労蓄積度調査を毎年実施し、臨床心理士による分析結果を学生にフィードバックすることで、学生の健康的な生活をサポートしていることは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

両キャンパスにおける校地・校舎面積は短期大学設置基準上、必要な面積を上回っている。併設大学と共用の運動場、図書館、情報処理施設等を有しており、各学科の教育目的を達成するために必要な実習室、演習室、実技のための教室等を備えている。また、武蔵ヶ丘キャンパスの敷地内には附属こども園があり幼児教育学科の実習等に利用され、学修環境として適切である。

図書館が各キャンパスにあり、学生の学修や教育活動に即した学術情報資料を整備している。また、無線 LAN などの ICT（情報通信技術）環境を整備するとともに、耐震化工事を完了させるなど、利便性・安全性に配慮している。

授業を行う学生数については、時間割の調整、複数教員及び助手の配置を行い、学修効果を上げられるよう配慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見をくみ上げるシステムとして意見箱の設置、学生代表者と教員との意見交換会、授業改善アンケート、卒業時アンケートを実施し、学修支援の体制改善に反映している。また、学生の要望に対しては費用対効果を検証した上で優先順位を決めて整備計画に反映させている。

夏季休暇前に学生生活に関する実態調査を行っている。また、疲労蓄積度調査を行い、対応が必要な場合は、学生支援課が当該学生をカウンセラー等の専門職につないでいる。

授業改善アンケートを中間期と期末に実施し、大学企画室が取りまとめ担当教員へフィードバックし、教員の回答及びアンケート結果は、学内ウェブサイトですべて学生に周知している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育理念、学科の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが定められ、ウェブサイト、学生便覧、「フレッシュャーズガイド」に掲載し、入学時オリエンテーションで説明している。単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準は「基礎セミナー」や学期ごとに実施されるオリエンテーション、各授業科目のシラバスや学生指導等で周知している。シラバスには各科目の到達目標とその達成水準及び評価方法を明示し、成績評価の公平性が保たれている。GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学修指導の向上のみならず生活指導の基礎資料としても活用することで成績不振者への指導や面談に結びつけ、単位や進級、資格・免許の認定基準を保証するための学生支援に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○各学科独自に作成する「フレッシュャーズガイド」は、カラー印刷でディプロマ・ポリシーや学科の特徴をまとめ、オリエンテーションや「基礎セミナー」など多様な場面で活用されており、学生の理解を図る充実した取組みとして評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に沿ってカリキュラム・ポリシーを定め、ウェブサイト、学生便覧、フレッシュャーズガイドに掲載し周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに

4 尚綱大学短期大学部

沿って編成され一貫性が保たれている。学科ごとにカリキュラムマップが作成され体系的な学びの編成について、オリエンテーションや授業での説明により周知されている。全学共通のシラバス作成の手引きが作成され、適切に整備されている。履修登録単位数には上限が設定されており、単位制度の質が保たれている。教養科目には幅広い領域の科目を開講し、適切に教養教育を実施している。グループ学習、PBL(Problem Based Learning)、プレゼンテーション等さまざまな教授方法を取入れている。教授方法の改善を進めるためにSD・FD委員会及びその下部組織としてのFD推進部会を設置し、教務委員会、大学企画室や各学科及び学部と連携した全学的な組織体制を整備・運用している。

〈優れた点〉

○教員が自身の教育を振り返るためのティーチング・ポートフォリオを全学的に導入し、教職員と学生に公開して教育研究活動の理解と充実が図られている点は、短期大学において先進的かつ模範的な取り組みとして評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学科ごとにアセスメント・ポリシーを定め、学修成果の評価項目や方法等を明示したアセスメント・チェックリストを作成し、学修成果の点検・評価を行っている。各学科での学修成果の検証結果を教務連絡協議会の事業計画の自己点検・評価へ反映し、教務連絡協議会及び内部質保証委員会による全学的な学修成果に関わる自己点検・評価に活用している。各学科ともディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を到達目標として示し、シラバス、成績評価、履修カルテ等複数の手段で周知している。学生はフィードバック資料から学修成果獲得状況の自己分析・評価結果を作成しクラス担任に提出しており、学生自身が学修状況を把握しやすい仕組みが整備されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4 尚綱大学短期大学部

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「尚綱大学短期大学部教授会規程」に、「学長が決定を行うに当たり、教授会が意見を述べる事項」「学長の求めに応じ、教授会が意見を述べるができる事項」を規定し、学長の意思決定の体制を適切に構築している。具体的には、評議会議長や主要委員会の委員長を学長が務め、学長がリーダーシップを発揮する体制をとっている。

学則にて学長権限を明確化し、学長の補佐体制として副学長と学長補佐を規定している。現在は、教学・研究・総務担当の学長補佐を置き、学長が短期大学運営と教学マネジメントを強力に進める上での監理業務を補佐する体制をとっている。

「尚綱学園事務組織規程」にて事務分掌及び職務内容を明確化し、短期大学の運営に必要な組織と職員を配置し機能的な業務執行の体制を構築している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任は教員採用選考規程、教員昇任選考規程、教員人事評価規程により教育目的及び教育課程に即し適切に運用している。専任教員数についても、設置基準上の必要専任教員数及び必要専任教授数を満たし、適切に配置している。

FD 活動については SD・FD 委員会、FD 推進部会を設置して、全学的な組織体制で取り組み、同部会では授業改善アンケートの内容の見直し・運用方法の検討・分析結果を踏まえた教育内容の改善に取り組んでいる。教員が相互に授業を参観し教授方法を学び合うオープンクラス・ウィーク、各種 FD 研修、IR(Institutional Research)研修、動画コンテンツによる ICT 教育などにより、兼任教員も含めて教育方法の見直しや質向上に取り組んでいる。「学生との意見交換会」を実施し、主として教学に関する意見交換を行い、業務改善へつなげるとともに、学生へフィードバックしている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD の義務化を受け、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営、授業の内容及び方法の改善を図ることに特化した「尚綱大学・尚綱大学短期大学部 SD・FD 委員会規程」を整備し、委員会主導のもと SD の年間計画を立て、階層別、業務別のテーマに加え、全教職員を対象とした財務や各種制度の理解等、短期大学運営上で必要な多岐にわたるテーマについて学内外において研修を行っている。

SD 活動参加者に対してアンケート調査を行い、理解度の確認や業務改善、研修内容の検討に活用している。研修会内で提案され、業務改善として導入された事例をその後の研修会や委員会等で紹介することにより、研修効果の可視化を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

助教以上の専任教員には、研究室や研究に必要な機器を整備しており、人的支援を実施し実験室や精密機器室を整備、共同実験室には大型機器や高額機器の設置を行っている。また、図書館の学術情報誌を長期利用できる研究資料等長期利用制度を設けるなど、研究のための環境整備を行っている。

「研究倫理教育実施要領」に基づき、研究倫理と適正な研究活動の倫理研修を入職時及び定期的に実施している。「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」に基づき、毎年全構成員へコンプライアンス研修を実施し、受講者の理解度チェックテストも行っている。

「尚綱大学・尚綱大学短期大学部個人研究費規程」に基づき専任教員に個人研究費を支給するとともに、科学研究費助成事業申請者への個人研究費特別加算や申請研修会等の支援を行うことにより、直近 3 年間の科学研究費助成事業による外部資金獲得総額が増加している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校教育法や私立学校法等の法令を遵守の上、学内諸規則を整備し、教育情報、財務情報、ガバナンス・コードを公表して経営の規律と誠実性の維持に努めている。

使命・目的の実現に向けて、理事会・評議員会はもとより評議会、内部質保証委員会を設け、短期大学の運営及び教育・研究の重要事項を協議・点検する体制を構築し、第二期中長期計画にのっとり継続的に取り組んでいる。

省エネルギー化や熊本県 SDGs 事業者登録等、持続可能社会の実現に努めるとともに、人権保護に関する諸規則の他に「尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を定め、ソーシャルメディアの適切な利用を啓発している。また、危機管理に関する諸規則をもとに危機管理体制を構築し、避難訓練や防犯カメラを設置して安全確保に努めている。

〈優れた点〉

○情報倫理及び人権配慮の観点から「尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を策定し、ソーシャルメディアの適切な利用に関する啓発を行っている点は評価できる。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成のために、寄附行為において理事会を最高意思決定機関として定め、必要に応じて評議員会の意見を踏まえて、法人の管理運営に関する重要案件を審議し、意思決定を行っている。平時の法人の業務上の課題については、常勤理事会を設け、迅速・機動的に協議を行う体制を構築している。

理事の選任及び理事会の運営は寄附行為に基づき適正に行われている。理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席時の意思表示の取扱いも適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長を議長とする常勤理事会と学長を議長とする評議会の協議を踏まえ、法人及び短期大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、理事会と理事長の円滑な意思決定を可能とする内部統制環境を構築している。教職員からの意見具申は「尚綱学園事務職員提案制度に関する規程」を定め、SD 研修会、通常業務や各会議を通じて行っている。

法人運営の監督・諮問を担う監事及び評議員会については、監事及び評議員とも寄附行為に基づき適正に選任し、出席状況は適切である。監事は、理事会に出席して意見を述べ、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査し、監査報告書を作成している。評議員会は理事長の諮問事項について意見を述べ、相互チェックの機能を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第二期中長期計画と同時に中期財務計画を策定し、その確実な履行を踏まえた適切な財務運営の確立に努めている。

短期大学部門の収支が均衡している一方で、法人全体の経常収支は過去 5 年間支出超過となっている。支出超過の主な要因としては、設置校の収容定員未充足が継続し、学生生徒等納付金が減少、また、施設の新築・改修工事により減価償却額が増加したことによるものである。現状において、外部負債の償還を可能とする運用資産を確保し、計画的に債務を返済している。収支バランスの均衡と財務基盤の安定化を図るため、併設大学における新学部の設置、遊休資産の売却や入学者の確保に向けた諸施策を実行し、かつ、科学研究費助成事業や私立大学等改革総合支援事業などの外部資金の継続的獲得に向け積極的に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「学校法人尚綱学園経理規程」「学校法人尚綱学園資金運用管理規程」等の規則を定め、適正に会計処理を行っている。年度予算は、理事会決議後速やかに各部署に配分の上執行し、学園事務局総務部経理課が会計伝票や証ひょう類の検証を行い、予算を適正に管理している。不測の事態が生じた際や当初の予算とかい離が生じた場合には、補正予算を編成し対応している。

会計監査の体制については、監事、監査法人、内部監査室で監査体制を構築し、相互に監査状況の報告及び意見交換を行い、厳正な会計監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針」を定め、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証に関する規程」を施行し、学長を内部質保証に関する責任者として位置付け、全学的方針を明示している。

また、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、大学企画委員会及び外部評価委員会を設置し、加えて、より質の高い内部質保証とするための改善方策の策定と実施を目的とした「尚綱大学・尚綱大学短期大学部内部質保証委員会規程」を定め、恒常的な組織体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

評価基準項目の責任者及び重点施策の執行責任者による自己点検・評価を毎年実施し、エビデンスに基づく評価項目の分析のもと、改善・向上や継続実施の検討、翌年度の事業計画への反映等に係る責任体制を明確に構築している。

4 尚綱大学短期大学部

IR 及び各部署の IR 業務の支援・指導に関する業務を大学企画室が担い、入試状況、就職状況、各種アンケート結果に基づく学修状況等に関するデータについて経年及び定点分析を行い、自己点検・評価を実施する上での分析データを自己点検・評価の実施責任者や学科長等の教職員に提供している。

内部質保証委員会において自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価し、向上に取り組む、自己点検・評価結果及び外部評価報告書をウェブサイトで公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証に関しては、アセスメント・ポリシーに基づき、具体的な学修成果の評価項目や方法等をアセスメント・チェックリストにて明示し、4 階層のレベルに応じた自己点検・評価を行っている。この点検・評価内容は、全学の組織である教務連絡協議会で検証され、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会での審議を経ており、妥当性が検証されている。

自己点検・評価結果を常勤理事会に報告することで、必要に応じて助言される体制となっている。また、第二期中長期計画や三つのポリシーへの自己点検・評価結果等の反映を必要に応じて検討している。外部評価委員会を毎年度開催し、その結果を自己点検・評価結果と併せて各種委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、運営改善及び内部質保証の向上に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○毎年度、外部有識者による外部評価委員会を開催して外部評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会などで共有することで、運営の改善・向上、内部質保証の向上に取り組んでいることは評価できる。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備

A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知

A-1-② 地域連携を促進するための体制の整備

A-2. 短期大学の有する知的資源の社会への還元

A-2-① 短期大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み

【概評】

建学の精神及び教育理念を踏まえた「尚綱大学短期大学部における教育・研究目標」を設定し第二期中長期計画の重点施策の一環として「地域連携」を位置付け、地域社会への教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材養成とともに、地域課題の課題解決のため、自治体・企業との連携を推進している。

地域連携を促進するため、「尚綱地域連携推進センター」の他、学科の教育研究内容に即した「尚綱子育て研究センター」「尚綱食育研究センター」や「尚綱ボランティア支援センター」の四つのセンターを設置し、「尚綱地域連携推進センター運営委員会規程」や同運営委員会を中心として体制を整備し、短期大学・大学協働で地域連携事業に当たっている。

四つのセンターに加え、「グローバル化推進センター」、各学科の共同研究、出前講座、座談会等の活動により知的資源を社会に還元している。具体的には、熊本県との連携協定による新たな観光の魅力づくりや誇りをもてる地域の創造を目指した「くまモン学プロジェクト」の推進を担い、近隣のホテルである「OMO5 熊本 by 星野リゾート」とも連携協定を締結し更なる展開を進めている。その他、菊陽町の広報誌へのレシピ掲載、ボランティア支援センターでの、フードドライブによる寄付活動など、学生と学科に合った支援を展開している。

コロナが5類に移行後、国際交流プログラムを再開し、交換留学や海外研修旅行を実施している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 総合学園としての連携事業

尚綱学園は、短期大学部の他、大学、高等学校、中学校及び尚綱大学附属こども園を有するとともに、これらの設置校間で様々な連携事業にも積極的に取り組むなど、熊本県唯一の女子総合学園としての強みを十分に発揮できるよう努めている。

本学園は、学園事務局長及び総務部長並びに学長や中学校・高等学校校長をはじめとする大学及び高等学校の幹部教職員が参加する設置校間の連携事業の取組みを中高大連携推進協議会で協議している。具体的な事業内容は、本学教員が高校に出向いて実施する高大連携授業、高校生が本学の授業を聴講する授業体験、本学の研究室訪問、高校生・保護者や高等学校教職員を対象とした学部学科説明会、高校生対象の韓国語講座等が挙げられる。本年度は尚綱高校に新たに設けられた医療福祉クラスの「総合的な探求の時間」の授業で、食物栄養学科の教員が栄養士についてその魅力や業務内容等を詳細に解説して好評を博した。この他、中学生に対する環境教育講話を毎年度実施している。

さらに、国際交流に関しても短期大学部・大学合同でのオンライン留学等、様々な取組みが拡大してきている。加えて、短期大学部・大学及び尚綱食育研究センターと附属こども園とで連携して、食育に関する研究について取り組んでいる。

4 尚綱大学短期大学部

2. 短期大学部での専門職養成施設としての資格取得支援

本学の食物栄養学科及び幼児教育学科は、それぞれ栄養士養成施設並びに保育士養成施設として、これまで多くの資格取得者と地元熊本での就業者を輩出している。卒業生の多くは、取得資格を活かして地域社会で活躍している。両学科とも担任制と助手を活用した学科全体での学修支援を行っており、学生個々の状況を学科会議等で共有しながら、学生一人ひとりにきめ細かな支援・指導を適宜行っている。また、教員の高い教授能力に加えて実務家教員による実践的能力の獲得支援により、専門性・実践力の高い知識と能力を修学中に修得できる環境を整備している。

食物栄養学科では、多くの栄養士養成校では1か所に設定している校外実習を病院・学校（保育所）・施設の3か所で実施して、卒後の進路選択に役立つ職場体験や卒後に必要な実務能力の獲得を実現している。また、入試での選抜区分において「農・家政系」枠を新たに設けることで、農業系・家政系高校の生徒が受験しやすい環境を整えた。その一方で、入学前・入学後の基礎学力（理系基礎科目）や調理技術の向上のための学修支援を推進し、入学後の学修に対する不安や障害等を軽減する取組みを行っている。

幼児教育学科では、併設する幼保連携型認定こども園尚綱大学附属こども園での実践教育を基礎能力として築き、その後の学外実習で応用できる実習プログラムを展開している。また、公立園の保育士・幼稚園教諭を目指す学生のための公務員試験対策講座も実施しており、学生の希望する進路を学科全体で支援する体制を整えている。加えて、尚綱大学こども教育学部と共用のピアノ練習個室を69室保有し、実践能力を向上させる学修支援も手厚く実施している。一方で、本学科は「専門実践教育訓練講座」の再指定を受けており、社会人学生にとっても、本学科での資格取得に向けた支援を受けやすくなっている。

IV 短期大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 昭和27(1952)年度
所在地 熊本県熊本市中央区九品寺 2-6-78
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北 2-8-1

学科

学科	専攻
総合生活学科	
食物栄養学科	
幼児教育学科	

V 評価の経過

評価の経過一覧

4 尚綱大学短期大学部

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9 月 19 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 15 日	九品寺キャンパス実地調査の実施
	10 月 15 日 第 2 回評価員会議開催
	10 月 16 日 第 3 回評価員会議開催
～10 月 17 日	武蔵ヶ丘キャンパス実地調査の実施
11 月 29 日	10 月 17 日 第 4 回評価員会議開催 第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	短期大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 10 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

5 第一幼児教育短期大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

学則で、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を踏まえた使命・目的、教育目標を、保育者の育成を軸として明記している。これらにおいて、「幼児教育」の専門の学びを通じて学生の個性を伸展させ、有為な人材を育成することを短期大学の個性・特色としている。各種調査を通じて得られる情報等から変化へ対応することに努めており、必要に応じてカリキュラムの見直しを行っている。建学の精神の周知をさまざまな媒体や機会を通じて行うだけではなく、校舎内外の各所に掲げており、学生にも教職員にも建学の精神が浸透するように工夫をしている。短期大学の使命・目的及び教育目標は、中期計画や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映されており、その達成を期して、幼児教育科を置き、教育・研究を展開している。

〈優れた点〉

○教職員においては建学の精神を具体的な活動に落とし込み、教育の質をより高めようとする考え方が浸透しており、建学の精神を本質的に共有できていることは、私学のあり方として高く評価できる。

「基準2. 学生」について

短期大学は、教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、これを周知しつつ、ポリシーに沿って入学者選抜を実施しその検証を行っている。受験生のニーズに幅広く対応しながら、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の確保に努めている。入試問題の作成も適正に行われている。多様な学修支援の仕組みを整え、運営している。合理的配慮申請には、相談支援体制を整えて情報共有して対応している。中途退学、休学及び留年などの情報は、各種委員会や教学連絡会などで常に共有され連携して対応している。キャリア教育、課外活動、ボランティア活動、経済支援などについて、多様な支援体制を整え適切に運営している。施設・設備を安全性も含めて適切に整備し、利便性にも配慮している。また、適切なクラスサイズを確保している。学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見を各種調査でくみ上げ、結果は教職員間で情報共有し、改善する仕組みを適切に整備している。

〈優れた点〉

○保育者を志す受験生が自分の「個性」を自由に表現する「ようたんカード」を入試課題

に導入していることは、建学の精神に掲げる「個性の伸展」に沿って、受験生の「個性」を丁寧に見出そうとする意欲的な取組みとして評価できる。

- 短期大学独自の科目である「幼児教育研究会」は、建学の精神を体得するための重要な科目として位置付けられており、1・2年次生が合同で履修することで学年を超えた学生間交流を促進する学びの場としても機能している点は評価できる。
- 長期にわたり就職率100%を維持するとともに、専門職への就職率も高く、資格・免許を生かした就職が実現している点は評価できる。
- 附属幼稚園の園舎が短期大学の校舎と一体化した構造となっており、授業やボランティア活動を通じて園児との交流機会を充実させることで、学生の学びの動機付けや修学意欲の向上を図るなど、附属幼稚園を有効に活用している点は高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目標に沿いつつ、幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得することを前提として、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが定められている。単位認定、進級、卒業認定の各基準も定め、いずれも学生便覧などで周知している。シラバスは、項目を統一して明示し、整備をしている。教養教育として「基礎科目」を配当し実施している。「幼児教育研究会」での取組みなど、多様な授業方法を実践し、工夫を重ねるとともに、授業評価アンケートを実施し、教授方法の改善を進めている。ディプロマ・ポリシーを学修成果としていることの明示と周知に問題はあるが、各種方法で学修成果を点検・評価し、関係する委員会等で共有の上、改善に努めている。なお、現行体制を改善する形で、アセスメント・ポリシーが策定され、今後運用を予定している。

「基準4. 教員・職員」について

教授会及び各種委員会を整備し、横断的な情報共有の場として教学連絡会を設けている。職員が各種委員会に構成員として参画し教職協働を実践して、教学マネジメントを遂行しているが、学生の懲戒手続きの規則における整備と改善が求められる。設置基準上、資格の指定基準上の必要教員数を満たし適切に配置している。また、教員の採用と昇任は規則を定めて適切に運用している。授業評価アンケートや授業参観を実施し、教育内容・方法等の改善に組織的に取り組んでいるが、SD(Staff Development)研修については組織的、計画的に実施することが求められる。教育研究のための研究室、実習室や機器等を整備している。研究倫理審査委員会を整備し、研究倫理の確立と厳正な運用を図っており、研究資源として「幼児教育研究会費」が配分されている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

系列の学校法人全体を束ねる都築学園グループの総長が示す「和魂英才」の精神を倫理規範に、また都築学園グループ創設者の「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい。」との言葉を役員及び教職員の行動の指針としている。環境保全、人権、個人情報、危機管理についても体制を整備し適切に機能させている。理事会を適切に運営しつつ、そのもとに学園運営委員会を置くことで、円滑で機動的な意思決定と連携を機能させている。全教職員が参加する教学連絡会を通じて教職員の提案をくみ上げる仕組みを有している。

5 第一幼児教育短期大学

評議員会の運営を適切に行っている。また、監事は、職務を適切に行っている。経営改善計画に基づき、負債減少と資産増加に向けた実施工程を定め、適切な財務運営を行っている。法人全体で、安定した財務基盤の確立、学生確保と経費削減に取組み、収入と支出のバランスを保っている。会計処理や会計監査を適正に実施している。

「基準6. 内部質保証」について

自己点検・評価委員会を内部質保証のための組織として運用しているが、その役割分担、責任体制に一部整合性がとれていない。自己点検・評価を毎年行い、自己点検報告書を作成して社会に公開している。IR(Institutional Research)活動として各部局が多様な方法でデータ収集・分析を行っている。それらの結果を活用した経営改善計画に基づき、内部質保証を機能させる努力はしているものの、PDCA サイクルの機能性に課題がある。現在検討を進めている新しい内部質保証方針及び体制において、小規模校の特性を考慮しつつ、組織を挙げて、より有効かつ的確に、短期大学の活動に広く改善を行き渡らせることにより、内部質保証の機能性を高めることが期待できる。

総じて、組織としての活動やその裏付けとなる規則の整備、組織体制、内部質保証等について課題が散見するため、策定中の内部質保証の方針や体制の運用を通じて、これらの課題を克服することが必要である。一方、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」が、充実した教育、学生支援及び短期大学運営に具現化されており、ここから生み出された強みが、近年の学生数の確保にも結実している。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 附属鹿児島第一幼稚園との連携について
2. 幼児教育研究会

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第1条において、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を踏まえた使命・目的を規定し、第2条で具体的な教育目標として保育者の育成に係る三つの事項を掲げて、これらを分かりやすく簡潔に明記している。これらにおいて、「幼児教育」の専門の学びを通じて学生の個性を伸展させ、有為な人材を育成することを短期大学の個性・特色としている。使命・目的、教育目標のもとに、保育を取巻く環境の変化等を踏まえ、卒業生の就職先への調査等を通じて、社会のニーズの把握に努めるなど、変化への対応を図っており、建学の精神の実現を目指して短期大学独自の科目「幼児教育研究会」を設置するなどカリキュラムの見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学の使命・目的及び教育目標が明記された学則は、教授会の協議を経て理事会の承認によって決し、教学連絡会を通じて共有を図っていることから、役員、教職員が関与・参画して見直される仕組みとなっている。これらの周知は、学生向けには学生便覧やオリエンテーション、保護者対象の説明会や連絡会、入学式の式辞などで、学外向けには大学案内やホームページ、オープンキャンパスなどを通じて行っている。校舎内外の目に触れるさまざまな場所に、建学の精神を記したプレートや額などを設置しており、日常的に、学生・教職員に建学の精神が浸透するように工夫をしている。使命・目的及び教育目標は、中期計画や三つのポリシーにも反映されており、その達成を期して、幼児教育科を置き、教育研究を展開している。

〈優れた点〉

- 教職員においては建学の精神を具体的な活動に落とし込み、教育の質をより高めようとする考え方が浸透しており、建学の精神を本質的に共有できていることは、私学のあり方として高く評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内や学生募集要項、ホームページに掲載し、オープンキャンパスや進学ガイダンス等を通じて周知を図っている。その上で、アドミッション・ポリシーに沿って、入試委員会のもとで入学者選抜を実施し、その検証を行っている。入学定員及び収容定員は充足していないが、受験生のニーズに幅広く対応しながら、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の確保に努めている。入試問題の作成は、入試委員会のもとで全て学内の教員が行っている。

〈優れた点〉

○保育者を志す受験生が自分の「個性」を自由に表現する「ようたんカード」を入試課題に導入していることは、建学の精神に掲げる「個性の伸展」に沿って、受験生の「個性」を丁寧に見出そうとする意欲的な取組みとして評価できる。

〈参考意見〉

○入試における奨学生の選考方法の運用について、入試の合否判定及び奨学生選考の手続きをそれぞれ明確化し、受験生に分かりやすい形で学生募集要項に記載することが望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援について、入学前教育講座の実施や課題提供など、入学前からの支援にはじまり、一部授業科目での少人数制・習熟度別クラス編成の導入、「幼児教育研究会」の開設など、多様な学修支援の仕組みを整えている。クラスアドバイザーを配置し、オフィスアワ

5 第一幼児教育短期大学

一制度を全学的に実施するほか、全教職員で構成する教学連絡会での情報共有を軸にした教職協働の学修支援体制を整備し、適切に運営している。

実習センターでは、保育現場での経験を有した実習事務員が業務を補助し、教員の教育活動を支援している。学生から合理的配慮の求めがあった際は、クラスアドバイザーをはじめとした相談支援体制のもと、教学連絡会等で情報共有して対応している。中途退学、休学及び留年などの情報は、教務実習委員会や学生委員会、教学連絡会で常に共有され、クラスアドバイザーや学内外のカウンセラーと連携しつつ対応している。

〈優れた点〉

○短期大学独自の科目である「幼児教育研究会」は、建学の精神を体得するための重要な科目として位置付けられており、1・2年次生が合同で履修することで学年を超えた学生間交流を促進する学びの場としても機能している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育の一環として、2年次の通年科目「キャリア講座」の開講、多様な資格取得や検定受験の機会の提供、附属幼稚園や地域と連携したボランティア活動の場の提供など、多様な支援体制を整備している。また、就職・厚生課とクラスアドバイザーが連携して就職や進学に関する相談・助言を行う体制を整備し、適切に運営している。このような支援により、学生の就職率は高い水準で維持されている。

〈優れた点〉

○長期にわたり就職率 100%を維持するとともに、専門職への就職率も高く、資格・免許を生かした就職が実現している点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援の組織として学生委員会及び教務・学生課を設置し、他の委員会や部署、クラスアドバイザーなどと積極的に連携する体制をとっている。保健室が学生の心身の健康相談に対応し、学生相談室が心理的支援を提供している。教務・学生課は、学生生活全般の

5 第一幼児教育短期大学

相談対応やサークル・学友会等の課外活動の支援に加え、社会連携センターと協働して学生のボランティア活動を適切に支援している。短期大学独自の奨学生制度を設けるほか、各種奨学金の申請手続き支援や学費の分納・延納対応など、学生に対する経済的支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のために、校地や運動場、校舎、図書館、情報処理施設などの施設・設備を適切に整備している。敷地内に附属幼稚園があり、有効に活用している。図書館は十分な広さと蔵書数、開館時間により運営している。ICT（情報通信技術）機器や教室の設備など、学修環境を整備している。

校舎には、エレベータを設置するほか、多目的トイレやスロープを整備し、施設・設備の利便性に配慮している。耐震化率は 100%であり、施設・設備の安全性についても適切に管理している。

授業を行うに当たっては、科目の特性などに応じて少人数教育も展開しつつ、適切なクラスサイズを確保している。

〈優れた点〉

○附属幼稚園の園舎が短期大学の校舎と一体化した構造となっており、授業やボランティア活動を通じて園児との交流機会を充実させることで、学生の学びの動機付けや修学意欲の向上を図るなど、附属幼稚園を有効に活用している点は高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見をくみ上げるために、授業アンケートや学生意識調査を実施し、各部署が集計した結果は教職員間で情報共有され、必要に応じて講義内容の工夫や学生指導に反映して改善する仕組みを適切に整備している。

学生生活や学修環境に対する学生の意見・要望は、クラスアドバイザーによるアンケート調査や個別面談、「いじめ・ハラスメントアンケート」を通じて収集するとともに、学内外のカウンセラーとの面談やスクリーニングテストによって把握し、支援や改善に反映するよう努めている。

定期的実施するアンケートや学生の意見・要望は、スマートフォンから気軽に入力できるようにしており、学生の意見をより広く把握することに努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧やホームページへの掲載、学期ごとのオリエンテーションでの説明などを通じて周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則等において単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、オリエンテーション等を通じて周知するとともに、シラバスに授業計画及び成績評価基準を明示し、これらを適用している。

〈参考意見〉

- 「卒業・進級判定及び特別補講について（内規）」の内容については、学生便覧に掲載するなどして学生に明示することが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーは、幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得することを前提としつつ、教育目標に沿って策定し、学生便覧などで周知している。シラバスは、授業計画に加えて、各回の事前・事後学修の内容など、項目を統一して明示し、整備をしている。教養教育は、基礎学力、国語力を身に付ける「基礎科目」8科目で構成し、教務委員会を所管として実施している。「幼児教育研究会」を通じた2年一貫の授業をはじめとして、多様な授業方法を実践し、工夫を重ねている。また、FD・SD委員会が中心となって授業アンケートを実施して集計結果を公開しており、教授方法の改善を進めるための組織を整備し、運用している。

〈参考意見〉

○記載すべき項目が全て記載されていないシラバスが散見するため、シラバスのチェック体制の整備が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを学修成果としていることが学生に明示されていないものの、ディプロマ・ポリシーに五つの資質・能力を明示し、授業の展開や成績評価に反映している。また、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生意識調査、卒業生評価調査、就職先評価調査などを実施し、学修成果を点検・評価している。それらの結果は、授業アンケートについては教学連絡会等で共有され、卒業生評価調査、就職先評価調査については、就職委員会で共有されており、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされる仕組みを有している。また、これらの運用を統合的にまとめたアセスメント・ポリシーを策定しており、今後の運用を検討している。

〈改善を要する点〉

○ディプロマ・ポリシーを学修成果としていることが明示されていないため、学生などに明示し、分かりやすく説明を行うよう改善を要する。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価のために、新たに策定したアセスメント・ポリシーについて、今後の継続的な運用と点検、必要な見直しを進めるよう期待したい。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、一部の規則において改善が必要であるが、学長がリーダーシップを適切に発揮することができるように、教授会及び各種委員会を整備するとともに、横断的な情報共有の場として教学連絡会を設けることで、教学マネジメントを構築している。

教授会をはじめとする各種委員会については、意思決定の権限と責任、組織上の位置付け及び役割を定めている。

副学長を置き、広報委員会や複数の委員会に出席し、助言等を適宜行っている。

また、「組織規程」「事務分掌規程」に基づき、職員の役割を明確にし、適切に配置するとともに、職員が各種委員会に構成員として参画することで教職協働を実践し、教学マネジメントを遂行している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒に関する手続きを適切に定めていないことは、改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

5 第一幼児教育短期大学

〈理由〉

短期大学設置基準で定める必要基幹教員数、教授数を満たすとともに、職業資格関連の指定基準に定める必要教員数を満たしており、適切に配置している。

教員の採用及び昇任については、その方針を明確にした上で、「第一幼児教育短期大学教員資格審査規程」に基づき、必要な手続きや基準を定め、運用している。

また、FD等の活動としては、FD・SD委員会を通じて、授業アンケートを起点とする授業改善の取組みを行っており、令和6(2024)年度からは、教員相互の授業参観を実施し、教育内容・方法等の改善に組織的に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

新規採用職員への研修として短期大学及び同法人併設校での業務全般に関する研修等が実施されているが、短期大学設置基準を踏まえた、職員全体を対象としたSDをはじめとする資質・能力向上のための組織的な計画や取組みが学内で実施できていない。なお、一部の職員が「大学地域コンソーシアム鹿児島FD・SD活動部会」をはじめとする外部の研修に参加している。

〈改善を要する点〉

○新規採用職員に対する研修会等は実施されているものの、教員を含めた短期大学運営に関わる教職員の資質・能力向上のための短期大学自身での組織的、計画的な研修を実施するよう改善を要する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

基幹教員には、個別に研究室を配置するとともに、教育・研究に必要な実習室や機器等を整備し、研究活動を適切に支援している。

研究倫理の確立と厳正な運用を図るため、「第一幼児教育短期大学研究倫理審査委員会

5 第一幼児教育短期大学

規程」に基づいて、人を対象とする研究倫理審査を行い、研究倫理への配慮をしている。
研究活動への資源配分については、「幼児教育研究会費」があり、有効に活用されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条において、法人の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」と定めるとともに、系列の学校法人全体を束ねる都築学園グループの総長が示す「和魂英才」の精神を組織倫理や規律を維持するための規範とし、適切な運営を行っている。情報の公表については、関連する法令等に基づき、ホームページを通じて適切に行っている。

「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい。」との都築学園グループ創設者の言葉を役員及び教職員の行動の指針とし、経営改善計画のもと、使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

「節電実施計画」に基づき、環境に配慮するとともに、「第一幼児教育短期大学ハラスメント防止に関する規程」を定め、人権に配慮している。「学校法人都築教育学園危機管理規程」に基づき「危機管理マニュアル」を策定し、危機管理体制を整備するとともに、防災訓練を毎年実施するなど、安全に配慮している。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、理事会を最高意思決定機関に位置付け、理事会のもとに学園運営委員会を置くことで、機動的な意思決定ができる体制を整備しており、適切に機能している。

5 第一幼児教育短期大学

理事会については、定期的に開催しており、理事の選任、事業計画や予算、諸規則の改廃などの重要事項について、審議を行っている。

理事会への理事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状による意思表示の様式も適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会のもとに、理事長を兼ねる学長、法人事務局長、併設校の学長・校長、事務長等で構成する学園運営委員会を置き、定期的に委員会を開催することで、法人全体及び短期大学の各管理運営機関の意思疎通の円滑化と連携強化を図り、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。短期大学の運営においては、全教職員が参加する教学連絡会を通じて教職員の提案をくみ上げる仕組みを有している。

理事会、評議員会には、学長が理事長及び評議員として出席し、審議・意見交換を行っている。議題は、法人事務局と短期大学とで事前調整の上、決定し、学長は、理事会や評議員会の決定事項を教授会等で周知しており、法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェック体制が機能している。監事及び評議員については、寄附行為に基づき適切に選任している。評議員の評議員会への出席状況は良好で、評議員会の運営を適切に行っている。監事は、理事会及び評議員会への良好な出席状況のもと、職務を適切に行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 か年を対象期間とする経営改善計画に基づき、外部負債の減少と運用資産の増加に向けた実施工程を具体的に定めて、適切な財務運営を行っている。

短期大学単体では、経常収支差額の支出超過が拡大傾向にあるが、法人全体では、令和 3(2021)年度決算において経常収支差額が収入超過に転じて以来、毎年度黒字で推移しており、安定した財務基盤の確立に努めている。

法人全体で、学生募集の強化と退学者数の抑制に取り組むとともに、経費削減を図ること

で、収入と支出のバランスを保っている。

〈参考意見〉

○5 か年の経営改善計画を作成しており、法人全体では令和 3(2021)年度決算より経常収支差額が収入超過に転じているが、短期大学単体として更なる収支改善に取り組み、安定した経営の強化が望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や「都築教育学園経理規程」に基づき、会計処理を適正に実施している。

会計監査は、公認会計士による監査及び「学校法人都築教育学園監事監査規程」に基づいた監事による監査を厳正に実施している。また、公認会計士は監事と意見交換を行うなど、監査体制を整備している。

当初予算に対し決算額にかい離がある場合は、理事会、評議員会で補正予算の編成をもって対応している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関しては、各組織の役割分担・責任体制に規則との不整合や実態とのかい離があるなどの課題があるため、新たに内部質保証の方針及び体制の策定を進めており、運用の開始を目指して検討している。

自己点検・評価委員会を内部質保証の組織として運用しており、学長、副学長、学科長、部長等、委員会責任者、事務長が委員として参画している。

〈改善を要する点〉

- 内部質保証の組織としての自己点検・評価委員会の規則上の位置付けや役割等が不明確なため、現在検討している新たな方針や組織体制は、小規模校の特性を十分考慮して検討を行い、早急に整備するよう改善が必要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価を毎年行い、自己点検評価書を作成してホームページに掲載するなど、社会に公開している。IR 機能を直接有する組織は置いていないが、それぞれの担当部局が学生意識調査、授業アンケート、卒業生評価調査や就職先評価調査など、多様な方法でデータ収集・分析を行うことで、IR を実施している。自己点検・評価の実施についても、現在策定中の内部質保証方針及び体制づくりの一環として、見直しが進んでいる。

〈参考意見〉

- 自己点検評価書の作成においては、記述における説明不足、各基準項目の「評価の視点」「自己判定の留意点」を踏まえていない記述や、追加資料による自己点検評価書の記述の大きな変更など、事実の正確な把握が困難な状況が見られたことから、新しい内部質保証方針及び体制のもとで、適切に自己点検・評価を行うことが望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会を内部質保証の組織として運用しているが、その機能性については、明らかに不十分な点がある。

各部局が行うさまざまな調査などの結果を活用した経営改善計画に基づき、教学改革、学生募集対策及び経営・管理等に係る改善状況をチェックしているなど、内部質保証を機能させるよう努めている。

PDCA サイクルの機能性を高め、内部質保証のあり方を改善すべく、新しい内部質保証の方針及び体制の策定を進めている。

〈改善を要する点〉

○学修成果に関する点や学生の懲戒に関する手続きの策定、SD の実施方法などに改善を要する点があり、内部質保証の機能性について、PDCA サイクルのうち、特に、Check (評価)、Action (改善) が十分ではないため改善を要する。

〈参考意見〉

○現在検討している新たな内部質保証の方針及び体制に基づき、小規模校の特性を考慮しつつ組織を挙げて、より有効かつ的確に、短期大学全体の活動に改善が行き渡るように内部質保証の機能性を高めることが望まれる。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 短期大学が持っている人的資源の地域への提供

A-1-① 短期大学の公開講座、リカレント教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

【概評】

短期大学は、地域社会や小中学校、高等学校、地方自治体との協力関係構築を推進するために社会連携センターを設置して、短期大学が持つ物的・人的資源を地域に提供し、地域・社会貢献を積極的に行っている。

「公開講座」では、保育者養成校として研究・教育成果を地域に還元し、生涯学習の機会を提供することで、地域社会との連携を深めている。「リカレント教育講座」では、卒業生や現役保育者に保育専門分野の研修を行うとともに、保育者同士の交流を行い、共に学び合いながら地域に貢献できる人材の育成を図っている。「出前授業」では、小中学校、高等学校からの依頼に基づいて、各教員が取り組むテーマや研究分野についての授業を行っている。「ボランティア活動」については、学生が、鹿児島県霧島市の夏祭りこども広場の運営をはじめ、霧島市こどもセンター支援、献血活動、地域の絵本読み聞かせ活動などの多くの活動に参加している。活動終了後にはアンケートや感想文を集計・分析し、その実施内容や方法が適切であったかを随時点検し、次年度の活動につなげている。

このような活動は地域貢献に資するのみならず、保育現場における課題を共有する機会にもなっており、短期大学が臨床教育を実践する上で貴重な機会となっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 附属鹿児島第一幼稚園との連携について

本学は、学則第 68 条により、附属幼稚園を置いている。昭和 45 年に「霧島女子短期大学附属幼稚園」として開園し、昭和 60 年に「鹿児島第一幼稚園」と改称した。本学の校舎に隣接して設置され、学生と園児の交流が行いやすい環境にあったが、平成 29 年、

5 第一幼児教育短期大学

現在地に移転新築した際に、本学の校舎と一体化した園舎となり、さらに身近な存在となった。鹿児島県内において、附属幼稚園などの教育施設を持つ養成校はほかにもあるが、隣接して設置しているのは本学のみであり、大きな特色となっている。

連携の具体的な内容としては「授業時の園児との交流」「幼児教育研究会活動での園児との交流」「附属幼稚園未就園児親子教室、親子体験講座、子育て講座、園内研修等における本学教員の人的資源の提供」「園行事における行事支援実習」「短大行事への園児参加」「授業時の附属幼稚園教員によるゲストスピーカー」など多岐にわたっている。本学学生にとっては、日常的に子どもたちと触れ合うことにより、子どもの特性や年齢による発達の状況を理解することができるとともに、将来の保育者としての自己をイメージすることにも繋がっている。また、附属幼稚園においては、短期大学の附属幼稚園として特色ある教育を展開することが可能となっている。

また附属幼稚園の設置者として学長が、短大の基幹教員でもある園長代理とともに、県・市の幼稚園協会の会合等に参加し、適切に情報共有を図ることで、学生のスムーズな実習・就職等につながっている。

2. 幼児教育研究会

本学独自の科目の「幼児教育研究会」では、現場で即実践応用できる内容を研究し、研究抄録にまとめる卒業研究でありながら、実際に子どもとの関わりや現場の遊びを想定した実践型研究を通し、各分野において専門性の深化を図るものである。

令和5年度は「こども心理研究会」「ヘルスサポート研究会」「こどもスポーツ研究会」「こどもとアクションする「命」とSDGS研究会」「染め織りあそび研究会」「美術研究会」「発達に応じた運動遊び研究」「自然あそび研究会」「こどもと食研究会」「こどもミュージカル研究会」「こども音楽あそび研究会」「音楽アンサンブル研究会」の12の研究会に分かれ、それぞれの研究会において、附属幼稚園と連携し、園児を対象に遊びや観察、コンサートなどの実践活動をおこなった。また、11月18日には附属幼稚園をはじめとした地域の園の親子を対象に「こどもフェスティバル」を開催し、研究会毎に舞台発表や体験ブース、販売ブース等を設け、保護者86名子ども101名 合計187名が来場した。

本学は、カリキュラムの特性上1,2年生合同の科目を設けることが難しく、学友会主催の行事以外に交流する機会が少ない。また、授業・実習の多さと2カ年の就学期間ではサークル活動にも限界があるため、学生が好きなことを2年かけてじっくり研究し、専門の知識技術を習得する場であると同時に、異なるクラス・学年同士が交流する場にもなっている。加えて、ホテル京セラのパティシエを講師に迎えて作った焼き菓子をフェスティバルで販売するなどの産学連携、絵本の読み聞かせなどの地域ボランティアやこどもフェスティバル等において地域の子どもたちへ学びを還元することで、地域貢献にも繋がることを目的としている。

IV 短期大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度	昭和41(1966)年度
所在地	鹿児島県霧島市国分中央1-10-2

5 第一幼児教育短期大学

学科

学科	専攻
幼児教育科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 17 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 9 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
10 月 23 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 18 日	実地調査の実施
11 月 19 日	第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 20 日	11 月 20 日 第 4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	短期大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

6 福岡こども短期大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

短期大学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、「国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育に当たる有為な人材を育成すること」を目的とし、「学術の深化、文化の向上に貢献すること」を使命としている。その基本理念を堅持した上で、保育者に期待される資質・能力の変化に対応し、設置する「こども教育学科」に養護教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状を取得するための教職課程を開設した。「学校法人都築育英学園 中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」（以下「中期計画」という。）には「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を明らかにし、使命・目的及び教育目的の実現に向けて取り組んでいる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて策定しており、保育者としての専門性に適合した入学者を確保するための選抜を実施している。令和 6(2024)年度入試からは、入学定員数を削減した上で、積極的な学生募集、広報活動を展開することにより、適正な定員管理に努めている。

学生支援組織は、教員と職員の双方で構成する各種委員会及び担当事務組織で構成するとともに、学校生活全般にわたる指導・支援に個別に対応する「ふるさとアドバイザー」制度を設けている。

教育課程の柱である実践教育のために、「こども劇場」、幼児教育実習室、小児栄養室、養護実習室、看護実習室などの施設を整備している。学生の意見・要望は、各種アンケートや「ふるさとアドバイザー」などが受け付け、対応している。

〈優れた点〉

- 入学試験の方法として、独自に作成した「保育ゆめカード」を全ての入試制度に使用し、受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している点は評価できる。
- 出身地区や出身県ごとに全ての学生に対して「ふるさとアドバイザー」を置き、入学時から実習・就職活動・卒業に至るまで学生生活全般を支援する体制を整備している点は評価できる。
- 本格的な舞台設備を完備した「こども劇場」を、「幼児教育研究会」の研究活動の集大成

になる「こどもフェスティバル」の開催などに利用するとともに、附属園等の幼児と学生の交流の場として活用している点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえて策定しており、「きづく」「かかわる」「みがく」という柱を設け、学生が専門分野の知識や技術・技能を卒業までに効果的に身に付けることができるよう工夫している。これをもとにしてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保を図り、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。

学修成果は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえ、アセスメント・ポリシーを定めて評価・測定している。学生自身は、「学修アンケート」によりディプロマ・ポリシーに対する認識を評価している。これらをもとに学修成果の客観的達成度を評価し「学修の成果と課題」にまとめ、全学で課題を共有し、次年度への改善事項として反映している。

「基準4. 教員・職員」について

学長は、副学長が補佐しており、そのリーダーシップを発揮するための仕組みを確立している。短期大学設置基準及び職業資格関連の指定基準に必要な専任教員を配置している。FD(Faculty Development)は、「授業評価アンケート」の結果等をFD委員会が全教員にフィードバックし、学修指導の向上に努めている。SD(Staff Development)は、「SD委員会運営規程」に基づき年間のSD研修実施計画を策定し、定期的に職員に対して実施している。

教員は、専門分野ごとに研究室を共有し、研究時間の確保に努めている。研究倫理に関する審査は、規則に従って研究倫理委員会を開催し、適切に審査を行っている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は、教育基本法・学校教育法を遵守し、経営の規律と誠実性の維持について寄附行為に定めるなど、経営規律の保持と誠実な学校運営に努めている。

理事会は、寄附行為に従い経営上の重要事項を審議し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整えている。学長は、法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定を円滑にするために情報提供と連携を適切に行い、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

財務面では、短期大学の教育活動収支が継続的に支出超過となっているものの、法人全体としては安定的な収支バランスであり、中期計画をもとに可能な限り支出抑制に努めることで適切な財務運営を行っている。会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき適正に処理している。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証については、「福岡こども短期大学 内部質保証の方針及び実施体制」を策定し、自己点検・評価を中心的に担う組織である「運営委員会」及び「自己評価委員会」が、

6 福岡こども短期大学

各専門委員会、FD 委員会、SD 委員会と相互に連携する体制を構築している。自己点検・評価は、「自己評価委員会」が担い、点検・評価の結果について報告書を作成し、ホームページで公表している。

内部質保証のための学科の PDCA サイクルでは、アセスメント・ポリシー及びアセスメント指標に基づき、アンケート結果や成果報告書等を「自己評価委員会」が分析・評価し、課題を次年度計画につなげることで授業及び教育内容の改善・向上に反映している。内部質保証のための短期大学全体の PDCA サイクルでは、認証評価の結果を踏まえ、中期計画に学生募集・財務状況に関する課題認識を示し、定員を見直すなど継続的に努力している。

総じて、短期大学は「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、子どもの個性を育てる保育者へと導く理想の教育の実践が個性・特色となっている。保育者に期待される資質・能力の変化に応じて新たに教職課程を設置するなど、社会のニーズに対応した教育活動を展開している。内部質保証では、入学者確保や財務改善に一層の努力が必要であるが、教育の質保証を確立しつつあり、今後の更なる発展に期待したい。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 海外保育セミナー（海外保育事情）

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、学則第 1 条に「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、「個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育に当たる有為な人材を育成する」という目的と、「学術の深化、

文化の向上に貢献する」という使命を明確に規定し、具体的かつ簡潔に文章化している。この使命・目的には、子どもの個性を育てる保育者へと導く理想の教育を実践するという個性・特色を反映しており、教育の基本理念としてホームページに掲載し、明示している。

使命・目的は、その基本理念を堅持した上で、分かりやすい表現に変更し、保育者に期待される資質・能力の変化に応じて、養護教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状を取得するための教職課程を設置して対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、これを規定する学則の変更時において学長が「運営委員会」及び教授会の意見を聴いて決定し、理事会で承認を受けることで、役員・教職員の理解と支持を得ている。また、学生要覧や学校案内に記載し、入学時のオリエンテーションや各種ガイダンスで説明するとともに、ホームページにも掲載して周知している。

中期計画には、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を明らかにし、使命・目的及び教育目的を反映している。

建学の精神や使命・目的に基づいた三つのポリシーを定めている。使命・目的及び教育目的を達成するために「こども教育学科」を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を履修できる資質能力・意欲を持った入学者を選抜できるようにアドミッション・ポリシーを策定し、学校案内及び学生募集要項並びにホームページに記載し、受験生及び保護者等に周知している。アドミッション・ポリシーに従って保育者としての専門性に適合した入学者を確保できるように選抜制度を整え、「保育ゆめカード」の提出と面接を全ての制度に課して多様な視点から選抜が実施できるように努め、その検証を行っている。令和 6(2024)年度入試から入学定員を削減し、入学定員充足率はプラスに転じており、積極的な学生募集、広報活動の展開と併せて適正な定員管理に努めている。

〈優れた点〉

○入学試験の方法として、独自に作成した「保育ゆめカード」を全ての入試制度に使用し、受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している点は評価できる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生を支えることのできる組織的な体制として、教員が学生の学校生活全般にわたる指導・支援に個別に対応する「ふるさとアドバイザー」を設けている。TA等は配置していないが、教員と職員が協働して多様な学修支援に努め、各委員会は検討した学修支援計画を運営委員会の決定を受けて実施している。オフィスアワーをシラバスに記載するとともに、メールやチャット等でも随時質問や相談に対応できるようにしている。障がいのある学生の支援希望については、「修学支援申込書」を提出後、修学支援会議を経て「合理的配慮確認書」にまとめて周知し、実施している。中途退学、休学及び留年者への対応は、「ふるさとアドバイザー」を中心に学内関係組織との連携により学生の抱えるさまざまな悩みや問題の早期発見に努め、未然防止を図っている。

〈優れた点〉

○出身地区や出身県ごとに全ての学生に対して「ふるさとアドバイザー」を置き、入学時から実習・就職活動・卒業に至るまで学生生活全般を支援する体制を整備している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

卒業と同時に幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、併せて養護教諭二種免許状又は小学校教諭二種免許状を取得できるようカリキュラムを編成し、就職委員会、就職課、「ふるさとアドバイザー」を中心にキャリア教育の支援体制を整備し、就職・進学に対するガイダンスや相談・助言を適切に行っている。インターンシップに代わる取組みとして、幼稚園・保育所等への自主実習やボランティア活動、アルバイト等の支援を行っており、卒業生の9割前後が免許・資格を生かした就職をしている。「就職アンケート」を卒業生及び就職先を対象に実施して教育改善にフィードバックするとともに、卒業生等のスキルアップを目的として「公開保育セミナー」を開催している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスのための組織として、学生委員会及び学生課、保健室、厚生委員会及び厚生課を設置している。学生の心身に関する健康相談、心的支援については看護師資格を持った担当者が保健室で行い、特にメンタルケアが必要な学生については、ケースに応じて公認心理師及び臨床心理士資格を持った教員のカウンセリングにつなげている。経済的な支援については厚生課が担当し、日本学生支援機構奨学金や保育士修学資金等の各種奨学金制度の申請や更新手続きが確実に出来るように学生をサポートしている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の学修環境を適切に整備・管理し、教育目的の達成のために、「こども劇場」、幼児教育実習室、小児栄養実習室、小児保健実習室、ピアノ個人練習室等を設置している。図書館は幼児教育・養護教育・小学校教育に関する資料や絵本・紙芝居等の保育教材を確

6 福岡こども短期大学

保し、貸出しに供するなど学修環境を整備している。エレベータやスロープ、多目的トイレを設置し、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に配慮している。授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられるように適切に管理している。

〈優れた点〉

○本格的な舞台設備を完備した「こども劇場」を、「幼児教育研究会」の研究活動の集大成になる「こどもフェスティバル」の開催などに利用するとともに、附属園等の幼児と学生の交流の場として活用している点は評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望については、「授業評価アンケート」「学習に関する調査」「図書館アンケート」、在学時及び卒業時の「学生アンケート」「就職アンケート」を実施するとともに、意見箱を設置して把握・分析に努め、改善に反映している。学生生活に関する学生の意見・要望は「ふるさとアドバイザー」と保健室が中心になって把握し、全教職員に逐次共有して改善に努めている。学修環境に対する学生の意見・要望は、「ふるさとアドバイザー」や学生課・教務課が随時受付けて対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学則に定めて学生要覧やホームページ等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準等について学則に適切に定め、履修規程・学生要覧等に記載し、オリエンテーションでの履修登録時に学生に周知している。成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準等については、基準に沿って厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえて定め、学生要覧及びホームページに掲載し、学生にはオリエンテーション時に、学外へはオープンキャンパスや高校説明会で周知している。「きづく」「かかわる」「みがく」という柱を設け、学生が専門分野の知識や技術・技能を卒業までに効果的に身に付けることができるよう工夫している。これをもとにしてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保を図り、体系的な教育のためにカリキュラムツリーを作成している。シラバスはFD研修会において作成の変更点等を確認し、教務委員会を中心に点検を行っている。履修登録単位数の上限を履修規程に明記している。教養教育は適切に実施している。アクティブ・ラーニングを取入れた授業を1・2年生合同で行い、主体的な学修ができるように工夫している。教授方法改善の取組みとして授業評価アンケートを行い、その結果をもとに各授業担当教員に改善事項の提出を促している。

〈参考意見〉

○シラバスが作成されていない科目があるので、今後点検・整備体制の見直しが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえたアセスメント指標を設け、その目的が達成されているか検証している。ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果を到達目標としてシラバスに明記し、年度末に「学修アンケート」を実施してその結果をもとに学生が見た学修成果の客観的達成度を評価している。それを「学修の成果と課題」としてまとめて全学で共有し、次年度への改善事項として反映している。卒業後「就職アンケート」を実施し、就職先からの評価をアセスメント指標に位置付けている。学修成果の点検・評価は各委員会、各教職課程において実施し、各組織にフィードバックしている。教務委員会は「授業評価アンケート」結果及び「授業改善報告」を教職課程ごとにまとめ、自己点検・評価委員会に報告した上でFD委員会において全教員にフィードバックし、学修指導の向上に努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 53 条により、学長及び副学長の職務が規定されている。また、副学長設置規程により副学長の職を置き、学長のリーダーシップを支える仕組みが確立している。

学科運営に必要な各種運営委員会を教授会のもとに設置し、短期大学の使命・目的を達成するための体制を整備している。学則及び教授会規程に従い、短期大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則は整備されており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

また、事務職員の採用・昇任について規定が整備され、適正に実施されており、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学設置基準及び職業資格関連の指定基準に即して教員を配置している。その採用・昇格については「学校法人都築育英学園 初任給・昇格等の基準に関する規程」「学校法人都築育英学園 大学教育職員選考規程」に基づいて運用されている。教員の採用については公募制をとり、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置が行われている。

また、FD 委員会を設置し、授業評価アンケートの結果をもとに FD 研修会を実施しており、教育内容・方法等の改善工夫を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、「SD 委員会運営規程」に基づき年間の SD 研修実施計画を策定し、定期的に職員に対して行っている。また、必要により管理職の教員を含めて SD を行い、短期大学運営に必要な資質・能力の向上を図るとともに、職員個々の職能開発を効果的に行い、円滑な運営のための基盤強化に努めている。

年間計画の策定に当たっては、部長等管理職の職員のみならず、現場の職員の声に耳を傾け、研修内容や時期に反映させている。

〈参考意見〉

○SD 活動に関する規則等の整備はされているが、大学職員としての資質・能力向上のための SD 活動の実施体制の一層の整備が望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

6 福岡こども短期大学

研究環境の整備においては、教員の研究教育上の目的に沿った研究活動が行われるように専門分野ごとに研究室を共有し、研究時間の確保にも努めている。

研究倫理に関する規則が整備されており、研究倫理に関する審査においては、規則に従って研究倫理委員会を開き、適切に審査を行っている。

教員の研究活動への資源配分においては、個人研究費の適切な配分が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

教育基本法・学校教育法を遵守し、経営の規律と誠実性の維持について寄附行為に定め、各種関連法令に基づき必要な規則等が整備され、経営の規律を保持しつつ誠実な学校運営を行っている。

中期計画に基づき、年度ごとの事業計画を策定し、事業報告に反映させることで PDCA サイクルを確立し、使命・目的の実現に努めている。

人権に配慮した諸規則が整備され、環境保全に配慮した計画がある。また、危機管理規程及び危機管理マニュアル、地震対応マニュアル等が策定され、危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選任は寄附行為に従い適切に行われており、理事会は寄附行為に従い経営上の重要事項を審議し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整えられている。法人は「学園運営委員会」を設置し、各設置校等からの経営改善や管理運営に関する事項等の諮問事項を事前に協議しており、理事会の補佐体制が整備されている。

6 福岡こども短期大学

また、理事の理事会への出席状況は良好で、欠席時の委任状にも問題はなく、理事会の運営を適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は理事会及び評議員会に出席し、短期大学側からの意見を述べるとともに、短期大学の各管理運営機関に必要な情報の提供を行い、意思疎通と連携を図っている。

監事は寄附行為に従い選任され、理事会及び評議員会への出席状況も良好で、適切に職務を行っている。また、評議員は寄附行為に従い選任され、評議員会の出席状況も良好である。評議員会は適切に運営されており、法人及び短期大学の各管理運営機関との相互チェックは機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画を基盤とした各当該年度の収支を詳細に把握している。支出においては、教職員で節約意識を共有し、個別案件ごとに厳正に審査を行い抑制に努めており、適切な財務運営が行われている。

法人全体としての財務状況は安定しているが、短期大学においては、令和 6(2024)年度より入学定員を削減し、適正な定員数に変更するなど収支バランスの確保に努めている。

外部資金の導入については、科学研究費助成事業等の獲得に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○平成 29(2017)年度以降、入学定員及び収容定員共に満たすことができおらず、令和 2(2020)年以降も短期大学の教育活動収支はマイナスが継続しており、入学定員を変更するなど対策を講じているが、更なる取組みの強化が望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、適正に実施され、補正予算においても適切に編成されている。

公認会計士による会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、適正な監査が行われている。

また、監事監査においては、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行うなど効率的な監査が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 4 条に規定し、明示している。また、「福岡こども短期大学 内部質保証の方針及び実施体制」を定め、自己点検・評価を中心的に担う組織である「運営委員会」及び「自己評価委員会」が、各専門委員会、FD 委員会、SD 委員会と相互に連携する内部質保証体制を構築している。

学長は重要事項について判断し、副学長を通じて「運営委員会」の構成員である学科長、各部長及び事務長へ改善・向上を指示するなど、内部質保証のための責任体制を確立している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、「自己評価委員会」が担い、同委員会規程の第6条第2項別紙に点検項目を設定するとともに、学修成果については、アセスメント・ポリシーをもとに可視化を図るなど、自主的・自律的に実施している。認証評価時には別途定めた「第三者評価に関する規程」により、自己点検・評価を実施している。

「自己評価委員会」は、各委員会や部署が収集したアセスメント指標に定めるデータを分析し、その結果を確認した上で「教職員連絡会」にて全教職員へ共有している。検討・改善事項については、関係委員会や部署において協議し、必要に応じて「運営委員会」及び教授会で審議し、学長決定事項を全教職員で共有している。

ディプロマ・ポリシーの達成状況及び学修成果については、「学修の成果と課題」にまとめており、自己点検評価書とともにホームページで公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学科の PDCA サイクルでは、アセスメント・ポリシー及びアセスメント指標に基づき、アンケート結果や成果報告書等を「自己評価委員会」が分析・評価し、得られた課題を FD 委員会、SD 委員会、「教職員連絡会」を通じてフィードバックして次年度計画につなげるという仕組みを確立しており、授業及び教育内容の改善・向上に反映している。

内部質保証のための短期大学全体の PDCA サイクルでは、直近の平成 29(2017)年度の認証評価の結果を踏まえ、中期計画に学生募集及び財務状況に関する課題認識を記載し、定員の見直しを計画し実施するなど、継続的に努力している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 本学における地域貢献の展開と貢献度

A-1-① 本学における地域貢献の展開と貢献度

【概評】

「幼児教育研究会」は「こども」に特化した研究活動組織で、25 の研究会が設置され、「こどもフェスティバル」は研究活動の集大成として位置付けられている。全学生がこの研究会でさまざまな地域に根差した貢献活動を続けている。「幼児教育研究会」を主体とす

6 福岡こども短期大学

る活動、具体的には公開講座の開催、地域のためのボランティア活動等、地域社会へさまざまな情報を発信しながら地域貢献という社会的使命を果たしている。

毎年開催される「公開保育セミナー」は、卒業生及び附属園の教職員のリカレント教育の一環として、周辺地域の保育者・子育て中の保護者を対象とした研修の機会として実施されている。また、特任教授の臨床心理士は、法人及び周辺自治体の幼稚園・小学校・中学校のスクールカウンセラーを兼任しており、現職職員対象の研修や福岡周辺地域に在住する発達障がいのある子ども及び保護者を対象とする支援活動を幅広く行い、地域社会に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 海外保育セミナー（海外保育事情）

本学では例年、8月の夏季休暇を利用して、1年生の希望学生を対象に「海外保育セミナー」を実施している。具体的には、海外（オーストラリア）の幼児教育施設に学生が直接訪問し、保育についての研修を行うものである。オーストラリアの現地のこどもたちとのふれあいを体験したり、オーストラリアの保育者の活動の様子を見学したりして見識を深めるとともに、日本とオーストラリアの保育事情の違いについて学んでいる。また、実際に模擬保育を体験し実践力を養い、さらには、その幼児教育施設に通うこどもたちの家にホームステイし、オーストラリアのこどもや家族とコミュニケーションを図りながら語学力を高めたり、オーストラリアの文化を体験したりしている。

このように、現地における講話や実践を通して、日豪の幼児教育を取り巻く環境や実情などを実際に経験することを通して学生自身の保育の質の向上や、自身の保育者像を見直す機会を持つプログラムとなっている。終了時には、研修に関するレポートを提出することになっており、合格すれば「海外保育事情」の単位が認められている。

令和2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う渡航自粛規制により、令和4（2022）年度まで中止となった。令和5（2023）年度には、規制緩和を受けたこともあり、再開に向けて実施計画を立案したが、円安等の影響から渡航費をはじめ研修費用が高額となったため、希望者数が極端に少なく、やむを得ず中止した。令和6（2024）年度については、同法人内のリンデンホールスクール小学部との合同開催による実施計画を立て、調整している。

IV 短期大学の概況（令和6（2024）年5月1日現在）

開設年度 昭和50(1975)年度
所在地 福岡県太宰府市五条3-11-25

学科

学科	専攻

6 福岡こども短期大学

こども教育学科	—
---------	---

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項						
令和 6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理						
8月2日	第1回評価員会議開催						
8月29日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付						
9月12日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理						
10月15日	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">実地調査の実施</td> <td style="width: 50%;">10月15日 第2回評価員会議開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月16日 第3回評価員会議開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月17日 第4回評価員会議開催</td> </tr> </table>	実地調査の実施	10月15日 第2回評価員会議開催		10月16日 第3回評価員会議開催		10月17日 第4回評価員会議開催
実地調査の実施	10月15日 第2回評価員会議開催						
	10月16日 第3回評価員会議開催						
	10月17日 第4回評価員会議開催						
～10月17日							
11月27日	第5回評価員会議開催						
令和 7(2025)年 1月8日	短期大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)						
2月5日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)						

令和 6 年度 短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和 7 年 3 月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構

〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階

TEL 03-5211-5131 FAX 03-5211-5132

URL <https://www.jiheer.or.jp/top/>

